

マレーシア  
商標法  
2019年12月9日公布

目次

第 I 部 序

第 1 条 簡略名称及び施行

第 2 条 解釈

第 3 条 「商標」の定義

第 4 条 「周知商標」の定義

第 5 条 「先の商標」の定義

第 6 条 「侵害する商品」, 「侵害する材料」, 「侵害する物品」, 「偽造商品」及び「偽造商標」の定義

第 7 条 商標の使用への言及

第 8 条 輸出向けの又は取引形態変更の場合における商標の使用

第 9 条 混同の虞の決定

第 II 部 管理

第 10 条 登録官, 副登録官及び登録官補

第 11 条 登録官, 副登録官, 登録官補及びその他の職員の保護

第 12 条 商標局及びその他の支局

第 13 条 登録官による予備的助言及び調査

第 III 部 商標登録簿

第 14 条 商標登録簿

第 15 条 登録簿の閲覧

第 IV 部 商標の登録

第 1 章 序

第 16 条 登録商標

第 2 章 商標登録出願

第 17 条 商標登録出願

第 18 条 複数の類の出願

第 19 条 商品又はサービスの分類

第 20 条 商標の色彩

第 21 条 連続商標

第 22 条 出願日

### 第3章 登録拒絶理由

第23条 絶対的登録拒絶理由

第24条 相対的登録拒絶理由

第25条 誠実な同時使用等

### 第4章 優先権

第26条 条約出願の優先権の主張

第27条 他の関係する外国出願からの優先権主張

第28条 パリ条約第11条に基づいて与えられる国際博覧会の対象物である商標の仮保護からの優先権主張

### 第5章 審査

第29条 出願の審査

第30条 自発的な権利の部分放棄，条件又は制限

第31条 受理の公告

### 第6章 商標登録出願の取下げ，制限又は補正

第32条 商標登録出願の取下げ又は制限

第33条 商標登録出願の補正

### 第7章 異議申立

第34条 異議申立の理由

第35条 異議申立手続

### 第8章 登録

第36条 登録

### 第V部 分割及び併合

第37条 分割の申請

第38条 併合の申請

### 第VI部 登録商標の存続期間及び更新

第39条 登録の存続期間及び更新

第40条 更新されていない商標の地位

第41条 登録の消滅

### 第VII部 変更，訂正，自発的取消，取消及び無効

第42条 登録商標の変更

第43条 登録簿の訂正

第44条 登録商標の自発的取消

第45条 登録官による登録の取消

第 46 条 商標の不使用に関する裁判所による登録の取消

第 47 条 裁判所による登録の無効

## 第 VIII 部 登録商標の効果

### 第 1 章 商標の登録所有者の権利

第 48 条 登録商標により付与される権利

第 49 条 類似の商標等が異なる者により登録されている場合における権利の制限

第 50 条 物品等を説明する標識として認められるようになった標識から成る商標

第 51 条 過去において特許に基づいて製造された物品等に関する商標

第 52 条 登録は一応の証拠となる

第 53 条 登録の効力の確定

### 第 2 章 商標の侵害

第 54 条 登録商標の侵害となる行為

第 55 条 侵害とならない行為

第 56 条 侵害訴訟

第 57 条 訴訟を提起することができない事情

第 58 条 違反標識の削除等の命令

第 59 条 侵害する商品、材料又は物品の引渡し命令

第 60 条 侵害する商品、材料又は物品の処分命令

第 61 条 根拠のない侵害訴訟手続の脅迫に対する救済

## 第 IX 部 財産権の対象としての商標

第 62 条 財産としての登録商標の性質

第 63 条 登録商標の共同所有

第 64 条 登録商標の譲渡等

第 65 条 登録商標に影響を及ぼす取引の登録

第 66 条 信託及び衡平法上の権利

第 67 条 財産権の対象としての商標登録出願

## 第 X 部 ライセンス許諾

第 68 条 解釈

第 69 条 登録商標のライセンス許諾

第 70 条 侵害の場合におけるライセンシーの権利

第 71 条 譲受人の権利及び救済を有する排他的ライセンシー

## 第 XI 部 団体標章及び証明標章

第 72 条 団体標章

第 73 条 証明標章

## 第 XII 部 国際事項

### 第 1 章 マドリッド議定書

第 74 条 解釈

第 75 条 マドリッド議定書に関する規則

### 第 2 章 条約及び国際協定

第 76 条 周知商標の保護

第 77 条 周知商標の許可された使用

第 78 条 パリ条約第 6 条の 3 に基づく条約国の国章等

第 79 条 パリ条約第 6 条の 3 に基づく一定の政府間国際機関の記章等

第 80 条 パリ条約第 6 条の 3 に基づく通知

## 第 XIII 部 国境措置

第 81 条 解釈

第 82 条 侵害する商品の輸入の制限

第 83 条 担保

第 84 条 押収商品の安全な保管

第 85 条 通知

第 86 条 押収商品の検査、解放等

第 87 条 同意による押収商品の没収

第 88 条 押収商品の輸入者への強制解放

第 89 条 訴訟不提起による賠償

第 90 条 登録商標の侵害訴訟

第 91 条 没収を命じられた押収商品の処分

第 92 条 担保の不足

第 93 条 職権による措置

第 94 条 少量の輸入

## 第 XIV 部 商標代理人

第 95 条 登録商標代理人の承認及び登録商標代理人が必要とされる事情

第 96 条 商標代理人登録簿

第 97 条 商標代理人の登録

第 98 条 登録商標代理人との秘匿特権付通信

## 第 XV 部 違反

第 99 条 商標の偽造

第 100 条 登録商標の商品又はサービスへの不正適用

第 101 条 違反を犯すための物品の製造又は所有

第 102 条 商標が不正に適用された商品の輸入又は販売等

第 103 条 商標局に対する又は登録簿への虚偽の記入

- 第 104 条 登録商標としての虚偽表示
- 第 105 条 召喚に応じないこと又は証拠の提出の拒絶に関する違反
- 第 106 条 商標のマレーシアを指定する国際保護登録としての虚偽表示
- 第 107 条 「商標局」の名称の不正使用
- 第 108 条 登録されていない者による登録商標代理人としての業務等

## 第 XVI 部 捜査及び執行

### 第 1 章 捜査及び申立

- 第 109 条 解釈
- 第 110 条 管理官，副管理官又は管理官補の権限
- 第 111 条 捜査権限
- 第 112 条 管理官補への申立

### 第 2 章 情報収集権限

- 第 113 条 情報の提供を要求する管理官補の権限
- 第 114 条 管理官補は書類を保持することができる
- 第 115 条 秘密保持
- 第 116 条 秘匿特権付通信
- 第 117 条 虚偽の又は誤解を生じさせる情報，証拠又は書類の提出
- 第 118 条 記録の破棄，隠匿，切断及び変更

### 第 3 章 逮捕，捜索，押収等の権限

- 第 119 条 逮捕権限
- 第 120 条 施設に立ち入り，検査し，商品等を押収する権限
- 第 121 条 治安判事は捜索令状を発行することができる
- 第 122 条 捜索は令状なしに行うことができる
- 第 123 条 記録された情報又はコンピュータ化されたデータ等へのアクセス
- 第 124 条 内報
- 第 125 条 令状は瑕疵に拘らず受け入れられる
- 第 126 条 押収商品等の目録
- 第 127 条 押収商品等の没収
- 第 128 条 押収商品等の解放
- 第 129 条 腐敗しやすい商品の押収
- 第 130 条 押収により生じる費用又は損害は回収できない
- 第 131 条 妨害
- 第 132 条 おとり捜査官の証拠は受け入れられる
- 第 133 条 見本の採取
- 第 134 条 違反を審理する管轄権
- 第 135 条 訴追の開始
- 第 136 条 違反の示談

- 第 137 条 本人は使用人又は代理人の行為の責任を負う
- 第 138 条 法人が犯した違反
- 第 139 条 管理官，副管理官，管理官補又はその他の者の保護

#### 第 XVII 部 裁判所における法的手続，費用及び証拠

- 第 140 条 登録官に対する裁判所への申請書の送達
- 第 141 条 登録簿に関係する手続における登録官の出頭
- 第 142 条 裁判所に対する手続の費用
- 第 143 条 有効性の証明書
- 第 144 条 登録官が認証した謄本の証拠価値
- 第 145 条 書類の有印謄本は証拠となる
- 第 146 条 登録官が認証した電子情報等は証拠として受け入れられる
- 第 147 条 大臣は商標に関係する外国の書類が証拠として受け入れられる旨を宣言することができる

#### 第 XVIII 部 雑則及び総則

- 第 148 条 知的所有権公報
- 第 149 条 電子提出
- 第 150 条 書類の電子交付
- 第 151 条 送達宛先
- 第 152 条 書類の補正を認める登録官の権限
- 第 153 条 期間の延長を認める登録官の権限
- 第 154 条 証拠提出の方法
- 第 156 条 書類を秘密として取り扱う登録官の権限
- 第 157 条 記入の新分類への適合
- 第 158 条 登録官により裁定された費用
- 第 159 条 登録されていない商標
- 第 160 条 登録官による指針又は実施指示
- 第 161 条 附則を改正する権限
- 第 162 条 規則を制定する権限
- 第 163 条 登録官に対する上訴

#### 第 XIX 部 廃止，適用除外及び経過規定

##### 第 1 章 廃止及び適用除外

- 第 164 条 廃止及び適用除外

##### 第 2 章 商標に関する経過規定

- 第 165 条 解釈
- 第 166 条 既存の登録標章
- 第 167 条 侵害に関する登録の効果

- 第 168 条 侵害する商品，材料又は物品
- 第 169 条 ライセンシー又は許諾使用者の権利及び救済
- 第 170 条 登録標章の共同所有
- 第 171 条 登録標章の譲渡等
- 第 172 条 登録標章のライセンス許諾
- 第 173 条 係属中の登録出願
- 第 174 条 係属中の出願の変更
- 第 175 条 旧分類に従って登録された商標
- 第 176 条 条約出願の優先権の主張
- 第 177 条 登録の存続期間及び更新
- 第 178 条 係属中の登録標章の変更申請
- 第 179 条 不使用による取消
- 第 180 条 更正等の申請
- 第 181 条 証明標章の使用に関する規約
- 第 182 条 代理人
- 第 183 条 経過的事項に関する指針等

#### 附則 1 [第 72 条] 団体標章

1. 解釈
2. 団体標章を構成することができる標識
3. 地理的表示から成る団体標章
4. 団体標章は特徴又は意味に関して誤解を生じさせないこと
5. 団体標章の使用を規制する規約
6. 規約の承認及び団体標章の登録出願
7. 規約の閲覧
8. 登録団体標章の規約の改正
9. 侵害訴訟手続に関する許諾使用者の権利
10. 登録団体標章により与えられる権利の制限
11. 登録取消の理由
12. 登録無効の理由

#### 附則 2 [第 73 条] 証明標章

1. 証明標章を構成することができる標識
2. 地理的表示から成る証明標章
3. 所有者の事業の性質
4. 証明標章は特徴又は意味に関して誤解を生じさせないこと
5. 証明標章の使用を規制する規約
6. 規約の承認及び証明標章の登録出願
7. 規約の閲覧
8. 登録証明標章の規約の改正
9. 登録証明標章の譲渡に対する同意

10. 侵害訴訟手続に関する許諾使用者の権利
11. 登録取消の理由
12. 登録無効の理由

## 第 I 部 序

### 第 1 条 簡略名称及び施行

- (1) 本法は、2019 年商標法として引用することができる。
- (2) 本法は、官報における告示により大臣が指定する日に施行され、大臣は、本法の異なる部又は条項について異なる施行日を指定することができる。

### 第 2 条 解釈

本法において、文脈上別段の解釈を必要としない限り、

「登録官補」及び「副登録官」とは、第 10 条(3)に基づいて商標登録官補又は副商標登録官に任命された者を意味する。

「証明標章」とは、第 73 条(1)に基づいてそれに付与された意味を有する。

「団体標章」とは、第 72 条(1)に基づいてそれに付与された意味を有する。

「条約国」とは、マレーシアも締約国となっている商標に関する多国間条約の締約国を意味する。

「条約出願」とは、条約国における商標の保護出願を意味する。

「公社」とは、2002 年マレーシア知的所有権公社法[法律第 617 号]に基づいて設立されたマレーシア知的所有権公社を意味する。

「裁判所」とは、高等裁判所を意味する。

「宣言された外国」とは、第 27 条(1)に基づいて大臣が宣言した国を意味する。

「識別性」とは、商標が、

(a) 商標の所有者が業として関係しているか又は関係する可能性がある商品又はサービスを、他の商品又はサービスから、又は

(b) かかる関係が存在しない場合又は商標が条件、補正、修正若しくは制限に従うことを条件として登録されているか若しくは登録される予定である場合は、当該登録の範囲内における使用に関して、商品又はサービスを、識別することができなければならないことを意味する。

「地理的表示」とは、2000 年地理的表示法[法律第 602 号]第 2 条に基づいてそれに付与された意味を有する。

「国際登録簿」とは、世界知的所有権機関の国際事務局が管理する商標の国際登録に関するデータの公式の集成を意味する。

「国際登録」とは、商標の国際登録簿への登録を意味する。

「ライセンス」とは、商標の登録所有者により許諾されたときは、第 X 部に基づくその権利を行使する権利を有する者を意味する。

「制限」とは、商標の登録により与えられる商標の排他的使用の権利の制限を意味し、次の事項に関する当該権利の制限を含む。

(a) 使用の態様

(b) マレーシア国内のある領域内における使用、又は

(c) マレーシア国外の市場に輸出される商品に関する使用又はマレーシア国外の場所において提供されるサービスに関する使用

「パリ条約」とは、随時改正された 1883 年 3 月 20 日の工業所有権の保護に関するパリ条約

を意味する。

裁判所に対する手続又はその予備的な若しくはそれに関係する手続に関して、「所定の」とは、1964年司法裁判所法[法律第91号]に基づいて設置された規則委員会により制定された裁判所規則により定められていること及びその他の場合においては、本法に基づいて制定された規則において大臣により定められていることを意味する。

「マレーシアを指定する国際保護登録」とは、商標の国際登録から生じる保護がマレーシアに拡張される商標を意味する。

「登録簿」とは、第14条に基づいて備えられる商標登録簿を意味する。

「登録所有者」とは、商標の登録所有者として現に登録簿に記入されている者を意味する。

「登録商標」とは、第16条に基づいてそれに付与された意味を有する。

「登録可能な取引」とは、第160条に基づく指針又は実施指示において登録官が決定する取引を意味する。

「登録官」とは、第10条(1)に基づいて商標登録官として任命された者を意味する。

「廃止法」とは、1976年商標法[法律第175号]を意味する。

「標識」とは、文字、語、名称、署名、数字、図案、ブランド、標題、ラベル、下げ札、商品若しくはその包装の形状、色彩、音、香り、ホログラム、位置、一連の動き又はこれらの結合を含む。

「本法」とは、本法に基づいて制定された下位法を含む。

「取引」とは、事業又は職業を含む。

「移転」とは、次のものによる移転を意味する。

(a) 法の適用

(b) 遺言による財産処分、又は

(c) 譲渡を除くその他の種類の移転

「TRIPS協定」とは、世界貿易機関設立協定の付属書1Cを構成する1994年知的所有権の貿易関連の側面に関する協定を意味する。

### 第3条 「商標」の定義

(1) 「商標」とは、写実的に表示することができる標識であって、ある事業の商品又はサービスを他の事業の商品又はサービスから識別することができるものを意味する。

(2) 標識は、事業の取引又は営業に付随するサービスに関して使用される場合であっても、かつ、当該サービスが金銭又は金銭価値と引き換えに提供されるか否かを問わず、商標を構成することができる。

(3) 本法における商標への言及は、文脈上別段の解釈を必要としない限り、団体標章又は証明標章への言及を含む。

### 第4条 「周知商標」の定義

(1) 「周知商標」とは、マレーシアにおいて周知であり、かつ、

(a) 条約国の国民である者、又は

(b) 条約国に住所又は現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所を有する者

に属する商標を意味し、その者がマレーシアにおいて事業を営んでいるか否か又は営業権を有するか否かを問わない。

(2) 商標がマレーシアにおいて周知であるか否かを決定するに際し、登録官又は裁判所は、所定の基準を考慮する。

#### 第5条 「先の商標」の定義

「先の商標」とは、

(a) 登録商標又はマレーシアを指定する国際保護登録であって、該当する場合は当該商標に関して主張される優先権を考慮して、当該商標よりも先に登録出願が行われたもの、又は  
(b) 当該商標の登録出願日又は該当する場合は当該出願に関して主張される優先日において、周知商標であった商標  
を意味し、登録出願が行われた商標であって、登録された場合は、そのように登録されていることを条件として、(a)により先の商標となるものを含む。

#### 第6条 「侵害する商品」、「侵害する材料」、「侵害する物品」、「偽造商品」及び「偽造商標」の定義

(1) 商品又はその包装に登録商標と同一又は類似の標識が付されており、かつ、次に該当する場合は、当該商品は、登録商標に関して「侵害する商品」である。

(a) 当該商品又はその包装に当該標識を適用することが登録商標の侵害であったこと  
(b) 当該商品がマレーシアに輸入される予定であり、かつ、当該商品又はその包装にマレーシアにおいて当該標識を適用することが登録商標の侵害となること、又は  
(c) その他、当該標識が当該商品に関して登録商標を侵害する方法により使用されていること

(2) 材料に登録商標と同一又は類似の標識が付されており、かつ、次の何れかに該当する場合は、当該材料は、登録商標に関して「侵害する材料」である。

(a) 当該材料が、商品のラベル表示若しくは包装に、営業文書として又は商品若しくはサービスの広告に、登録商標を侵害する方法により使用されること、又は  
(b) 当該材料がそのように使用される予定であり、かつ、当該使用が登録商標を侵害することになること

(3) 登録商標に関して「侵害する物品」とは、次の物品を意味する。

(a) 当該商標と同一又は類似の標識を複製するために特に設計され又は適合された物品、及び

(b) 侵害する商品又は材料を製造するために使用されているか又は使用される予定であると知りながら又は信じる理由を有しながら、ある者が所有、保管又は管理している物品

(4) 次の場合は、商品は、登録商標に関して「偽造商品」である。

(a) 商品が当該商標に関して侵害する商品である場合、かつ、  
(b) 商品又はその包装に付された標識が偽造商標である場合

(5) 次の場合は、標識は、登録商標に関して「偽造商標」である。

(a) 標識が登録商標と同一であり、誤認を生じさせると予測される場合、かつ、  
(b) 標識が、以下により商品又はサービスに適用されている場合

(i) 登録所有者の明示的又は黙示的な同意(条件付又はその他)なしに、かつ、

(ii) 商品又はサービスが登録商標の登録所有者又はライセンシーの真正な商品又は現実のサービスであると虚偽表示するために

## 第7条 商標の使用への言及

- (1) 商標の使用への言及は、当該商標の印刷その他の視覚的又は非視覚的表示の使用への言及と解釈される。
- (2) 商品に関する商標の使用への言及は、商品自体への又は商品との物理的その他の関係における当該商標の使用への言及と解釈される。
- (3) サービスに関する商標の使用への言及は、サービスに関する記述又は記述の一部としての当該商標の使用への言及と解釈される。
- (4) 商標の聴覚表示は、当該商標の使用への言及と解釈される。
- (5) ある者が追加又は変更を施した商標を使用した場合は、登録官又は裁判所は、当該追加又は変更が登録官又は裁判所が適当と考える商標の同一性に実質的に影響を及ぼさない場合は、その者が当該商標を使用したと決定することができる。

## 第8条 輸出向けの又は取引形態変更の場合における商標の使用

- (1) 商標がマレーシアから輸出される商品に適用され、かつ、その他の行為であって、マレーシアにおいて販売又はその他取引される商品に関して行われたときは、それらの商品に関するマレーシアにおける商標の使用を構成することになる行為が当該商品に関してマレーシアにおいて行われる場合。
- (2) 商品又はサービスと登録商標を使用する者との間に業としてのある種の関係が存在する場合は、当該商品又はサービスに関する当該商標の使用は、当該商品又はサービスと商標使用者又はその前権利者との間に業としての異なる種類の関係がかつて存在し又は存在する場合に、当該商標が商品又はサービスに関して使用されたか又は使用されることのみを理由として誤認又は混同を生じさせる虞があるものとはみなされない。

## 第9条 混同の虞の決定

- (1) 商標の使用が公衆において混同を生じさせる虞があるか否かを決定するに際し、登録官又は裁判所は、当該使用が先の商標を連想させる虞があるか否かを含め、当該事情において関係するすべての要因を考慮することができる。
- (2) 標識の使用が公衆において混同を生じさせる虞があるか否かを決定するに際し、登録官又は裁判所は、当該使用が登録商標を連想させる虞があるか否かを含め、当該事情において関係するすべての要因を考慮することができる。

## 第 II 部 管理

### 第 10 条 登録官、副登録官及び登録官補

- (1) 公社の総裁は、商標登録官とし、商標局を管理する。
- (2) 登録官は、本法の適正な管理のために本法に基づいて登録官に課された義務を履行し、付与された権限を行使する。
- (3) 公社は、公社が決定する条件で、公社が雇用している者の中から、本法の適正な管理に必要な数の副商標登録官、商標登録官補及びその他の職員を任命することができる。
- (4) 登録官の一般的指示及び管理並びに登録官が課する条件又は制限に従うことを条件として、副登録官又は登録官補は、本法に基づく登録官の権限を行使することができる。
- (5) 登録官は、公社が承認した図柄の印章を有するものとし、当該印章の印影は、司法上通知され、証拠として受け入れられる。

### 第 11 条 登録官、副登録官、登録官補及びその他の職員の保護

裁判所における訴訟、訴追又はその他の手続は、

- (a) 登録官、副登録官、登録官補又はその他の職員に対して、本法を施行するために命じられ又は行われた行為に関して、及び
  - (b) その他の職員に対して、登録官の命令、指示又は指図に基づいて当該職員が行ったか又は行ったとされる行為に関して、
- 提起し、開始し又は維持してはならない。ただし、当該行為が、誠実に、かつ、それが果たす予定の目的に必要なであると合理的に信じて行われた場合に限る。

### 第 12 条 商標局及びその他の支局

- (1) 廃止法第 5 条に基づいて設立された中央商標局及び地方商標局は、それぞれ、商標局及び支局として知られる。
- (2) (1)に加えて、本法の適用上、必要な数の商標局支局を設立する。
- (3) 本法により商標局に提出することを要求される書類は、何れの商標局支局にも提出することができ、本法における商標局への提出への言及は、支局への提出への言及を含む。
- (4) 商標局とのすべての通信は、マレーシア国語又は英語によるものとする。

### 第 13 条 登録官による予備的助言及び調査

- (1) 登録官は、登録簿への商標登録を出願しようとする者に対し、当該商標が一応登録可能な商標であるか否かに関して、予備的助言及び調査結果を与えることができる。
- (2) 何人も、所定の手数料の納付とともに、登録官が決定する様式により、予備的助言及び調査結果を申請することができる。
- (3) 商標登録出願が所定の期間内に行われ、かつ、登録官が肯定的な予備的助言又は調査結果を与えていることに拘らず、登録官は、更なる調査又は検討の後に、当該商標は登録可能でない旨の拒絶を提起することができる。
- (4) (3)に基づく事情において、出願人は、所定の条件に従うことを条件として、所定の期間内に、出願取下げの通知を行うことにより、出願時に納付した手数料の返還を受ける権利を有する。

(5) (2)にいう出願人が行う申請並びに登録官が与える予備的助言及び調査結果は，秘密であり，公衆の閲覧に供されない。

## 第 III 部 商標登録簿

### 第 14 条 商標登録簿

- (1) 登録官は、商標登録簿と呼ばれる登録簿を備え、管理する。
- (2) 登録簿には、所定の商標に関するすべての事項及び詳細が記載される。
- (3) 登録簿は、登録官が決定する様式により備えられる。

### 第 15 条 登録簿の閲覧

- (1) 登録簿は、所定の条件に従うことを条件として、所定の手数料の納付とともに、登録官が決定する様式により申請があったときは、公衆の閲覧に供される。
- (2) (1)にいう条件に従うことを条件として、登録官の印章を捺印した登録簿の記入の認証謄本又は抄本は、所定の手数料の納付とともに、登録官が決定する様式により申請があったときは、何人に対しても交付される。

## 第 IV 部 商標の登録

### 第 1 章 序

#### 第 16 条 登録商標

登録商標は、本法に基づく商標登録により取得される財産権であり、商標の登録所有者は、本法に規定する権利及び救済を有する。

## 第2章 商標登録出願

### 第17条 商標登録出願

(1) 次の場合は、商標の誠実な所有者であることを主張する者は、当該商標の登録を出願することができる。

- (a) その者が、当該商標を業として使用しているか又は使用する予定である場合、又は
- (b) その者が、当該商標を業として使用することを他人に許諾しているか又は許諾する予定である場合

(2) 商標登録出願は、所定の手数料の納付とともに、所定の期間内に、登録官が決定する様式により行う。

(3) 登録出願された商標が、ローマ文字又はマレーシア国語若しくは英語でない語を含むか又はそれから成る場合は、出願人は、所定の期間内に、次のものを登録官に提出する。

- (a) 商標の翻字
- (b) 商標の翻訳、又は
- (c) 登録官が決定する情報

(4) (2)又は(3)に基づく要件が所定の期間内に遵守されない場合は、当該出願は、取り下げられたものとみなされる。

(5) 商標登録を出願する者は、所定の手数料の納付とともに、所定の期間内に、登録官が決定する様式による申請書を提出することにより、登録官に対して迅速審査を請求することができる。

### 第18条 複数の類の出願

(1) 第17条(2)に基づく出願は、分類の複数の類に属する商品又はサービスを列挙した単一の出願として登録官に対して行うことができる。

(2) (1)に基づく出願は、1の登録を生じさせる。

### 第19条 商品又はサービスの分類

(1) 商品又はサービスは、商標登録の目的で、所定の分類体系に従って分類される。

(2) 商品又はサービスが含まれる類に関して疑義が生じた場合は、当該疑義は、登録官が解決する。

### 第20条 商標の色彩

(1) 出願人は、商標の全体又は一部を1又は複数の特定の色彩に制限することを申請することができる。

(2) (1)の適用上又は出願人が商標の全体若しくは一部を1若しくは複数の特定の色彩に制限することを申請しない場合は、登録官は、商標が識別性を有するか否かを決定するに際し、商標の全体又は一部を1又は複数の特定の色彩に制限することができる。

(3) 商標が色彩に関する制限なしに登録されている場合は、当該商標は、すべての色彩について登録されたものとみなされる。

## 第 21 条 連続商標

(1) 複数の商標が次に該当する場合は、何人も、当該複数の商標の登録について、第 17 条(2)に基づく単一出願を行うことができる。

(a) 重要な細部において相互に類似すること、及び

(b) 次の事項の 1 又は複数に関してのみ相違すること

(i) それらの商標が使用されるか又は使用される予定の商品又はサービスに関する記述又は表示

(ii) 数量、価格又は品質に関する記述又は表示

(iii) それらの商標の同一性に実質的に影響を及ぼさない標準書体、又は

(iv) 商標の何れかの部分の色彩

(2) 出願が(1)に基づくすべての要件を満たしている場合は、登録官は、それらの商標を 1 の登録をもって連続したものとして登録する。

(3) 連続商標の一部として登録された商標は、独立して使用することができる。

## 第 22 条 出願日

(1) 登録官は、第 17 条に従って行われた商標登録出願の受領日を出願日として記録する。

(2) 第 17 条に基づく要件が異なる日に満たされた場合は、登録官は、それらの日のうち最後の日に出願日を記録する。

(3) 第 26 条、第 27 条又は第 28 条に基づいて主張される優先日は、第 29 条(2)に基づく調査の目的を除いて、(1)又は(2)に基づいて記録される出願日に影響を与えない。

### 第3章 登録拒絶理由

#### 第23条 絶対的登録拒絶理由

(1) (2)に従うことを条件として、登録官は、次の絶対的登録拒絶理由に基づいて商標の登録を拒絶する。

(a) 写実的に表示することができず、かつ、ある事業の商品又はサービスを他の事業の商品又はサービスから識別することができない標識

(b) 識別性を欠いている商標

(c) 商品若しくはサービスの種類、品質、数量、用途、価格、原産地、その他の特徴又は商品の製造若しくはサービスの提供の時期を指定するために取引上用いることができる標識又は表示のみから成る商標、又は

(d) その領域の現行言語において又は誠実かつ確立した取引慣行において慣例となった標識又は表示のみから成る商標

(2) (1) (b)、(c)及び(d)に拘らず、登録出願の日前に、商標がその使用の結果として実際に識別性を獲得している場合は、登録官は、商標出願の登録を拒絶してはならない。

(3) 標識が次のもののみから成る場合は、登録官は、当該標識を商標として登録することを拒絶する。

(a) 商品自体の性質から生じる形状

(b) 技術的成果を得るために必要な商品の形状、又は

(c) 商品に実質的な価値を与える形状

(4) (1)及び(2)に拘らず、次の場合は、登録官は、次のものを商標として登録することを拒絶する。

(a) 商標が国名のみから成る場合、又は

(b) 商標が承認された地理的表示を含むか又はそれから成る場合

(5) (1)、(3)及び(4)にいう理由に加えて、登録官は、次の何れかの絶対的登録拒絶理由に基づいて商標の登録を拒絶する。

(a) 商標の使用が公衆に誤認若しくは混同を生じさせる虞があり又は成文法に反する場合

(b) 商品又はサービスの性質、品質又は原産地に関して公衆に誤認又は誤解を生じさせる性質を有する場合

(c) 商標が公共の利益又は道徳に反すること

(d) 商標が中傷的若しくは侮辱的な事項を含むか若しくはそれから成り又はその他裁判所による保護を受けるのに適格でないこと

(e) 商標が、登録官の意見において、国の利益又は安全を害し又は害する虞がある事項を含むこと

(f) 商標が、生存者であるか死亡者であるかを問わず、他人の名称又は表示を含むか又はそれから成ること。ただし、出願人が、生存者については本人の又は死亡者については本人の代理人の同意を登録官に提出した場合はこの限りでない。

(g) 商標が国の旗章、国章、記章、勲章又は王室の紋章を含むか又はそれから成ること。ただし、出願人が、第78条又は場合により第79条に定める所轄当局又は政府間国際機関の許可を登録官に提出した場合はこの限りでない。

(h) 商標が、混合物とは区別される単一の化学物質若しくは単一の化合物の認められている

名称であり若しくは当該名称として普通に使用される語又は世界保健機関により国際一般名として宣言されている語若しくは当該名称と誤認を生じさせる程に類似の語を含むか又はそれから成ること。ただし、次の場合はこの限りでない。

- (i) ブランドのみを表示するために又は商標の所有者若しくはライセンシーが製造した物質若しくは化合物を他人が製造した物質若しくは化合物と区別させるために使用される場合、かつ、
  - (ii) 公衆の使用に供されている適当な名称又は表示と組み合わせて使用される場合、又は
- (i) 商標が、次の何れかの標識又は次の何れかの標識と誤解される虞がある程にその標識と類似する標識を含むか又はそれから成ること
- (i) 何れの言語によるかを問わず、「特許」、「特許された」、「国王特許証」、「登録された」、「登録意匠」及び「著作権」の語又はこれらに類似する趣旨の語、又は
  - (ii) 所定の標識

#### 第 24 条 相対的登録拒絶理由

- (1) 商標が先の商標と同一であり、かつ、商標の出願に係る商品又はサービスが、先の商標の商品又はサービスと同一である場合は、登録官は、当該商標の登録を拒絶する。
- (2) 次の場合において、公衆において混同の虞が存在するときは、登録官は、商標の登録を拒絶する。
  - (a) 商標が先の商標と同一であり、かつ、先の商標と類似の商品又はサービスについて登録を受けようとしている場合、又は
  - (b) 商標が先の商標と類似であり、かつ、先の商標と同一又は類似の商品又はサービスについて登録を受けようとしている場合
- (3) 次の場合は、登録官は、商標の登録を拒絶する。
  - (a) 商標がマレーシアにおいて登録されていない周知商標と同一又は類似であり、かつ、周知商標の所有者と同一の商品又はサービスについて登録を受けようとしている場合、又は
  - (b) 商標がマレーシアにおいて登録されている周知商標と同一又は類似であり、かつ、周知商標の登録に係る商品又はサービスと同一でない又は類似でない商品又はサービスについて登録を受けようとしている場合において、
    - (i) それらの商品又はサービスに関する当該商標の使用が、それらの商品又はサービスと周知商標の所有者との間の関係を示唆することになるとき
    - (ii) 当該使用を理由として、公衆において混同の虞が存在するとき、かつ、
    - (iii) 周知商標の所有者の利益が当該使用により害される虞があるとき
- (4) (6)に従うことを条件として、マレーシアにおける商標の使用が次のものにより妨げられる場合又はその範囲において、登録官は、商標の登録を拒絶する。
  - (a) 詐称通用の法令に基づく場合を含め、業として使用される登録されていない商標又はその他の標識を保護する法規範により、又は
  - (b) 著作権又は意匠の法令に基づく場合を含め、(a)又は(1)から(3)までにいうもの以外の先の権利により
- (5) 商標の使用を妨げる権利を有する者は、本法において、(4)にいう商標に関する「先の権利」の所有者という。
- (6) 先の権利の所有者が、第 35 条に基づく登録に対する異議申立の手續において(4)に基づ

く理由を提起した場合は、登録官は、当該理由により商標の登録を拒絶することができる。

(7) (1), (2), (3)及び(4)に基づく相対的登録拒絶理由に拘らず、先の商標又はその他の先の権利の所有者が所定の方法により登録に同意した場合は、登録官は、商標を登録することができ、かつ、公共の利益及び公衆における混同の虞を考慮する。

(8) 本条の適用上、先の商標の登録が満了した場合は、登録官は、商標の登録可能性を決定するに際し、当該先の商標をその満了後 12 月の期間引き続き考慮する。

## 第 25 条 誠実な同時使用等

(1) 第 24 条の如何なる規定も、次のことに登録官又は裁判所が納得する場合は、商標登録を妨げるものではない。

(a) 当該商標及び先の商標又はその他の先の権利の誠実な同時使用があったこと、又は  
(b) その他の特別の事情により、当該商標を登録することが適切であること

(2) (1)に基づく商標登録は、登録官又は裁判所が課することが適切と考える制限及び条件に従うことを条件とする。

(3) 本条の如何なる規定も、

(a) 登録官が第 23 条に基づく何れかの理由により商標の登録を拒絶することを妨げるものではなく、又は

(b) 第 47 条(3)に基づく無効の宣言の申請を行うことに影響を及ぼすものではない。

## 第4章 優先権

### 第26条 条約出願の優先権の主張

(1) 条約出願を適正にした者又はその権利承継人は、同一の商品又はサービスの一部又は全部について同一の商標の登録出願をする目的で、条約出願のうち最初のものの出願日から6月の期間、優先権を有する。

(2) (1)の適用上、

(a) 最初の条約出願の出願日は、何れの権利が優先するかを確定する際の基準日とする。

(b) 商標出願の登録可能性は、最初の条約出願の出願日から本法に基づく同一の商標の出願日までの期間内のマレーシアにおける商標の使用により影響を受けない。

(3) (1)に基づいて条約出願により優先権が主張される場合は、同一の商標の登録出願には、次の事項を明記する。

(a) 最初の条約出願の出願日

(b) 条約出願が最初になされた条約国

(c) 関係条約国の登録又はその他の権限を有する当局により付与された条約出願の出願又は登録番号、及び

(d) 当該主張が関係する商品又はサービス

(4) 条約国において、その国内法又は国際協定に基づいて、正規の国内出願と同等の出願は、優先権を生じさせるものとして取り扱われる。

(5) 最初の条約出願と同一の対象物に関する同一の条約国においてなされた後の出願は、後の出願の時点で、次に該当する場合は、最初の条約出願(その出願日が優先期間の開始日である)とみなされる。

(a) 先の出願が、公衆の閲覧に供されることなく、かつ、如何なる権利も存続させることなく、取り下げられ、放棄され又は拒絶されていること、及び

(b) 先の出願が、まだ優先権主張の基礎として用いられていないこと

(6) (5)の適用上、先の出願は、優先権主張の基礎として用いることができない。

(7) 条約出願の結果として生じる優先権は、出願とともに又は独立して譲渡又は移転することができ、(1)における出願人の「権利承継人」への言及は、相応に解釈される。

(8) 本条の適用上、「正規の国内出願」とは、出願のその後の結果の如何を問わず、当該国において出願がなされた日を確定するのに十分な出願を意味する。

### 第27条 他の関係する外国出願からの優先権主張

(1) 大臣は、官報で公布される命令により、マレーシアと商標の相互保護に関する協定を結んでいる国を宣言することができる。

(2) 宣言された外国に関しては、本条は、当該命令が当該国に関して引き続き有効である期間についてのみ適用される。

(3) 本条の適用上、第26条にいうすべての要件及び手続が適用される。

### 第28条 パリ条約第11条に基づいて与えられる国際博覧会の対象物である商標の仮保護からの優先権主張

(1) 本法の如何なる規定にも拘らず、商標登録出願人は、マレーシア又は条約国若しくは宣

言された外国において開催される公式の又は公認の国際博覧会の展示対象物である商標に対して付与される仮保護を申請することができる。

(2) (1)に基づいて付与される仮保護は、第 26 条にいう出願人が主張する優先期間を延長するものではない。仮保護の後に出願人が優先権を主張する場合でも、優先期間は、6 月に留まり、当該商品又はサービスが博覧会に導入された日から開始する。

(3) 商標登録出願人であって、その商品又はサービスがマレーシア又は条約国若しくは宣言された外国における公式の又は公認の国際博覧会の展示対象物であり、かつ、当該商品又はサービスが最初に展示対象物となった日から 6 月以内にマレーシアにおいて当該商標の登録を出願する者は、その請求により、当該商品又はサービスが最初に展示対象物となったときに、第 29 条(2)に基づく調査の目的で優先権を生じさせるものとして取り扱われる。

(4) 商標が付された商品又はサービスが公式の又は公認の国際博覧会の展示対象物であるという証拠は、当該博覧会の所轄当局が発行し、マレーシアにおいて商標登録出願をするときに登録官に提出する証明書とする。

## 第5章 審査

### 第29条 出願の審査

- (1) 登録官は、商標登録出願が本法に基づく登録の要件を満たしているか否かを審査する。
- (2) (1)に基づく審査の目的で、登録官は、必要と判断する範囲において、先の商標の調査を実施する。
- (3) 審査により、出願が商標登録の要件を満たしていると登録官が認める場合は、登録官は、当該出願を受理する。
- (4) 登録官が商標登録出願を受理した場合は、登録官は、第22条に基づく出願日を、出願日として記録する。
- (5) 商標登録出願が商標登録の要件を満たしていない場合は、登録官は、暫定的拒絶の理由を書面による通知により出願人に通知するものとし、出願人は、次のことを行う機会を有する。
  - (a) 意見陳述を行うこと
  - (b) 登録官が課することが適当と判断する条件、補正、修正又は制限を満たすように出願を補正すること、又は
  - (c) 登録官が書面による通知において指定する期間内に、追加の又はその他の情報又は証拠を提出すること
- (6) (5)の適用上、
  - (a) 登録官が書面による通知において指定する期間内に、出願人が応答しない場合は、当該出願は、取り下げられたものとみなされる。
  - (b) 出願人の応答により、当該要件が満たされたことに登録官が納得しない場合は、登録官は、当該出願を拒絶する。また、登録官は、出願人から請求があったときは、全部の暫定的拒絶の理由を書面で述べる。
- (7) 登録官は、出願人から請求があったときは、所定の事情の下で所定の期間、商標登録出願に関する行為を延期することができる。
- (8) (6)(b)に基づく全部暫定的拒絶に関する登録官の決定に対して裁判所に上訴する場合は、
  - (a) 当該上訴は、所定の方法により行う。
  - (b) 裁判所は、必要なときは、出願人及び登録官を聴聞する。また、
  - (c) 当該上訴は、登録官がその決定に至る際に自己が使用したと述べた資料に基づいて審理され、登録官は、裁判所の許可による場合を除いて、そのように述べた理由以外の出願の受理に対する暫定的拒絶の更なる理由を採用することを認められない。
- (9) (8)(c)の適用上、暫定的拒絶の更なる理由が採用される場合は、出願人は、所定の方法による通知をすることにより、費用を支払うことなく、自己の出願を取り下げる権利を有する。
- (10) (8)に基づく上訴に対する決定を行うに際し、裁判所は、条件、補正、修正又は制限(あれば)に従うことを条件として、商標登録出願を受理すべき旨の命令を発する。
- (11) 本条に基づいてなされ、かつ、受理された商標登録出願は、当該出願において課することを登録官又は裁判所が許可した条件、補正、修正又は制限に拘らず、出願日に行われたものとみなされる。
- (12) (11)を害することなく、商標の登録出願の受理後であって商標が登録される前に、

(a) 当該出願は誤って受理されたこと，又は  
(b) 事件の特別な事情において，当該商標は登録されるべきでないか又は追加の若しくは異なる条件若しくは制限に従うことを条件として登録されるべきであること  
に登録官が納得する場合は，登録官は，当該受理を取り消し，当該出願が受理されなかったものとして手続を進めることができ又は追加の若しくは異なる条件若しくは制限に従うことを条件として登録されるべき商標に関してのみは，追加の若しくは異なる条件若しくは制限に従うことを条件とする新規の受理通知を改めて発することができる。

### **第 30 条 自発的な権利の部分放棄，条件又は制限**

(1) 商標登録出願人は，登録官が決定する様式により，次のことを申請することができる。  
(a) 商標の特定の要素の排他的使用の権利を放棄すること，又は  
(b) 登録から生じる権利が，登録官が課する一定の条件又は制限に従うことを条件とすることに同意すること  
(2) 出願が第 23 条及び第 24 条に基づく絶対的及び相対的登録拒絶理由に基づいて認められない事項を含むか又はそれから成る場合は，登録官は，(1) (a) に基づく申請を拒絶することができる。  
(3) (1) に基づいて出願人が行った権利の部分放棄又は登録官が課した条件若しくは制限は，当該申請が登録官により受理された場合は，取り消してはならない。

### **第 31 条 受理の公告**

(1) 商標登録出願が受理された場合は，登録官は，当該出願を知的所有権公報に公告する。  
(2) (1) に基づく公告には，出願の受理の条件として課されたすべての権利の部分放棄，条件，補正，修正又は制限が記載される。

## 第6章 商標登録出願の取下げ，制限又は補正

### 第32条 商標登録出願の取下げ又は制限

- (1) 出願人は，自己の出願が関係する商標が登録される前に，登録官が決定する様式による請求書を提出することにより，自己の出願を取り下げ又は出願の対象となる商品若しくはサービスを制限することができる。
- (2) 何人も，出願，通知又は請求を提出する際に根拠とした権利又は利益が自己に帰属した場合は，当該出願を取り下げ又は商品若しくはサービスを制限することができる。
- (3) (2)にいう者は，当該権利又は利益が自己に帰属した旨を所定の方法により登録官に通知する。
- (4) 商標登録出願の受理が第31条に基づいて公告された場合は，当該出願の取下げ又は商品若しくはサービスの制限の通知も公告される。
- (5) 本条に基づいて行われた取下げ又は制限は，取下げ又は制限の申請が登録官により実施された場合は，取り消してはならない。

### 第33条 商標登録出願の補正

- (1) 登録官は，出願人から請求があったときは，登録前にいつでも商標登録出願を補正することができる。
- (2) (1)に基づく請求は，所定の手数料の納付とともに，登録官が決定する様式により行う。
- (3) 商標登録出願の補正は，
  - (a) 出願人の名称又は住所
  - (b) 文言又は複写の誤り，又は
  - (c) 明白な錯誤に関してのみ，かつ，当該補正が商標の同一性に実質的に影響を及ぼさず又は出願の対象となる商品若しくはサービスを拡張しない場合に限り行うものとする。

## 第7章 異議申立

### 第34条 異議申立の理由

(1) 第35条(3)に従うことを条件として、登録所有者、その事業の前主又はその管理若しくは権限下にある者が商標を次の何れかの日から継続的に使用している場合は、登録所有者は、商標登録に異議を申し立てることができる。

(a) 出願人、その事業の前主又はその管理若しくは権限下にある者が当該商標を使用する前日、又は

(b) 出願人による出願日前の日

(2) (1)に拘らず、何人も、次の理由により、商標登録に異議を申し立てることができる。

(a) 第23条又は第24条に基づく理由

(b) 出願人が当該商標の所有者でないこと、又は

(c) (3)に従うことを条件として、

(i) 当該商標がマレーシアにおける周知商標と同一であり、かつ、マレーシアにおける周知商標と同一でない又は類似でない商品又はサービスについて登録を受けようとしていること、又は

(ii) 当該商標がマレーシアにおける周知商標と類似であり、かつ、マレーシアにおける周知商標と同一でない又は類似でない商品又はサービスについて登録を受けようとしていること

(3) (2)(c)に基づく異議申立の理由は、異議申立対象の商標の登録を求める商品又はサービスに関する異議申立対象の商標の使用が次に該当する場合に提起することができる。

(a) それらの商品又はサービスと先の周知商標の所有者との間の関係を示唆することになること

(b) 異議申立対象の商標による当該使用を理由として、公衆において混同の虞を生じさせることになること、及び

(c) 周知商標の所有者の利益を害する虞があること

(4) (2)(c)にいう異議申立の理由は、本法の施行以後に行われた商標登録出願の登録に異議を申し立てるためにのみ提起することができる。

### 第35条 異議申立手続

(1) 何人も、異議申立対象の商標の登録出願の受理が公告された日から所定の期間内に、所定の手数料の納付とともに、登録官が決定する様式による異議申立書を提出し、かつ、当該異議申立書を出願人に送付することができる。

(2) 異議申立書は、第34条に定める理由を記載した異議申立の理由の陳述を含むものとする。

(3) 次の場合は、異議申立書を提出した者以外の者の名義で異議申立の手続を進めることができる。

(a) その者が異議申立書を提出した後に、その者が異議申立の根拠とした権利又は利益が他人に帰属した場合、かつ、

(b) (a)にいう他人が、

(i) 当該権利又は利益が自己に帰属する旨を所定の方法により登録官に通知し、かつ、

(ii) 当該異議申立を取り下げない場合

(4) 出願人は、異議申立書の受領後所定の期間内に、所定の手数料の納付とともに、登録官が決定する様式による答弁書を提出する。出願人がそうしない場合は、当該出願は、取り下げられたものとみなされる。

(5) (4)にいう答弁書は、出願人が出願の根拠とする理由を含むものとする。

(6) 異議申立人及び出願人は、所定の期間内に、所定の方法により、異議申立又は場合により答弁書を裏付ける証拠及び証拠物を提出する。異議申立人又は出願人がそうしない場合は、当該異議申立又は場合により出願は、取り下げられたものとみなされる。

(7) 出願人が(6)に基づいて証拠及び証拠物を提出した場合は、異議申立人は、所定の方法による反証を提出することができる。

(8) 証拠及び証拠物を検討するに際し、かつ、出願人及び異議申立人に意見書提出の機会を与えた後に、登録官は、次の何れかを決定する。

(a) 当該商標の登録を拒絶すること

(b) 当該商標を無条件に登録すること、又は

(c) 当該商標を登録官が適当と考える条件、補正、修正、権利の部分放棄又は制限に従うことを条件として登録すること

(9) 登録官は、所定の手数料の納付とともに、登録官が決定する様式により、異議申立人又は出願人から請求があったときは、所定の事情の下で所定の期間、異議申立手続に関する行為を延期することができる。

(10) 商標の登録を拒絶する若しくは商標を無条件に登録することを拒絶する又は商標を本条に基づく条件、補正、修正、権利の部分放棄若しくは制限に従うことを条件として登録する登録官の決定に対して裁判所に上訴する場合は、

(a) 当該上訴は、所定の方法により行う。

(b) 裁判所は、必要なときは、当事者及び登録官を聴聞する。また、

(c) 何れの当事者も、所定の方法により又は裁判所の特別の許可により、裁判所の検討のための更なる資料を提出することができる。ただし、異議申立人は、裁判所の許可による場合を除いて、異議申立人が述べた理由以外の商標登録に対する異議申立の更なる理由を採用することを認められない。

(11) 異議申立の更なる理由が採用される場合は、出願人は、所定の通知をすることにより、異議申立人の費用を支払うことなく、自己の出願を取り下げる権利を有する。

(12) 本条に基づく上訴において、裁判所は、登録官を聴聞した後に、登録される予定の商標を当該商標の同一性に実質的に影響を及ぼさない方法により修正することを許可することができる。ただし、かかる場合は、修正された商標は、登録される前に、知的所有権公報に公告される。

(13) 異議申立をした者、答弁書を送付した出願人又は上訴人がマレーシアにおいて居住せず、事業も営んでいない場合は、登録官又は裁判所は、異議申立、出願又は場合により上訴に関する手続の費用の担保を提供するようこれらの者に要求することができる。当該担保が適正に提供されない場合は、登録官又は裁判所は、当該異議申立、出願又は場合により上訴を、取り下げられたものとみなすことができる。

## 第8章 登録

### 第36条 登録

- (1) 商標登録出願が受理され、かつ、
  - (a) 出願に対する異議が申し立てられず、異議申立期間が満了した場合、又は
  - (b) 出願に対する異議が申し立てられ、当該異議申立に対して出願人に有利な決定がなされた場合は、登録官は、出願が誤って受理された場合を除き、当該商標を所有者の名義で登録簿に登録する。そのように登録された商標は、登録出願の出願日時点で登録され、その日は、登録日であるものとみなされる。
- (2) 商標が登録されたときは、登録官は、商標登録通知を登録官の印章を捺印して所有者に交付する。
- (3) 登録所有者が登録証を取得しようとする場合は、登録官は、登録証を交付するものとし、登録証は、(2)に基づいて交付される登録通知と同等であるものとする。
- (4) (3)に基づく登録証の申請は、所定の手数料の納付とともに、登録官が決定する様式により、登録所有者が行う。

## 第 V 部 分割及び併合

### 第 37 条 分割の申請

(1) 商標登録出願又は商標登録は，出願人又は登録所有者から請求があったときは，2 以上の別個の登録出願又は商標登録に分割することができる。

(2) (1)に基づく請求は，所定の手数料の納付とともに，登録官が決定する様式により，商標登録の前又は後に，登録官に対して行う。

### 第 38 条 併合の申請

(1) 2 以上の別個の商標登録出願又は商標登録は，出願人又は登録所有者から請求があったときは，1 の商標登録出願又は 1 の商標登録に併合することができる。

(2) (1)に基づく請求は，所定の手数料の納付とともに，登録官が決定する様式により，商標登録の前又は後に，登録官に対して行う。

## 第 VI 部 登録商標の存続期間及び更新

### 第 39 条 登録の存続期間及び更新

- (1) 商標登録は、登録日から 10 年の期間とし、(2)に基づいて更に 10 年の期間更新することができる。
- (2) 商標登録は、所定の手数料の納付とともに、登録官が決定する様式により、登録所有者から請求があったときは、商品又はサービスの類の一部又は全部について更新することができる。
- (3) 登録の商品又はサービスの類の一部を更新しようとする場合は、第 37 条を適用することができる。
- (4) 更新請求が登録満了日以前に行われる場合は、納付すべき手数料は、所定の更新手数料とする。
- (5) 更新請求が登録満了日後 6 月の期間内に行われる場合は、納付すべき手数料は、所定の更新手数料とし、割増料金が課される。
- (6) 更新請求は、登録満了日後 6 月以内に行う。
- (7) 更新は、先の登録の満了時から効力を生じる。
- (8) 登録が本条及び(4)又は(5)にいう規則に従って更新されない場合は、商標は、抹消されたものとみなされる。
- (9) 商標が抹消されたものとみなされた場合は、登録所有者は、所定の回復手数料の納付とともに、登録官が決定する様式により、抹消の日から 6 月以内に、自己の抹消された登録の回復を請求することができる。
- (10) (9)に基づいて商標が抹消されたものとみなされた日から 6 月以内に回復が申請されない場合は、登録は消滅する。
- (11) 商標登録の更新又は回復は、知的所有権公報に公告される。

### 第 40 条 更新されていない商標の地位

- (1) 更新されていない商標の場合において、
  - (a) 商標登録が更新されないとき、又は
  - (b) 商標登録が抹消されたものとみなされ、かつ、回復されていないときは、当該更新されていない商標の所有者として登録された者以外の者は、商標登録を出願することができる。
- (2) 更新されていない商標の登録出願が、当該更新されていない商標の所有者として登録された者以外の者により行われた場合は、当該更新されていない商標は、その登録を第 39 条に基づいて更新及び回復できた筈のときはいつでも、当該出願の第 29 条(2)にいう審査の目的で、登録商標であるものとみなされる。

### 第 41 条 登録の消滅

商標登録は、次の場合は消滅する。

- (a) 商標が第 39 条(10)に基づいて消滅し、第 45 条若しくは第 46 条に基づいて取り消され又は第 47 条に基づいて無効とされた場合、又は
- (b) 商標登録が第 44 条に基づいて取り消された場合

## 第 VII 部 変更, 訂正, 自発的取消, 取消及び無効

### 第 42 条 登録商標の変更

- (1) (2)に従うことを条件として, 登録商標は, 登録簿において変更してはならない。
- (2) 登録官は, 所定の手数料の納付とともに, 登録官が決定する様式により, 登録所有者から請求があったときは, 所有者の名称又は住所を含む登録商標の変更を認めることができ, 当該変更は, 当該名称又は住所の変更に制限される。
- (3) (2)に基づく登録商標の変更は, 商標の同一性に実質的に影響を及ぼしてはならない。

### 第 43 条 登録簿の訂正

- (1) 登録官は, 所定の手数料の納付とともに, 登録官が決定する様式により, 登録所有者から請求があったときは, 次のことを行うことができる。
  - (a) 登録所有者の名称, 住所又はその他の記載についての誤りを訂正し又は変更を記入すること
  - (b) 既存の商標登録により与えられた権利を如何なる形でも拡張することなく, 当該商標の登録に係る商品又はサービスの種類の詳細を訂正すること, 又は
  - (c) 既存の商標登録により与えられた権利を如何なる形でも拡張することなく, 当該商標に関する権利の部分放棄を記入すること
- (2) 登録官は, 所定の手数料の納付とともに, 登録官が決定する様式により, 商標のライセンスから請求があったときは, 当該ライセンスの名称, 住所又はその他の記載についての誤りを訂正し又は変更を記入することができる。
- (3) 登録官は, (1)及び(2)の結果として登録簿の訂正を行うことができ, その裁量により, 登録簿への商標登録に関する誤記又は脱漏を訂正することができる。
- (4) 登録官は, (1)及び(2)に基づいて請求された訂正を承認し, かつ, (3)に基づいて訂正(あれば)を行ったときは, 登録通知を交付する。
- (5) (1)から(4)までに拘らず, 訂正の申請に関する所定の手続に従うことを条件として, 十分な利害関係を有する者は, 登録簿における誤り又は脱漏の訂正を裁判所に申請することができる。
- (6) (5)に基づく訂正の申請は, 商標登録の有効性に影響を及ぼす事項に関しては, 行ってはならない。
- (7) 裁判所が別段の指示をする場合を除いて, 登録簿において訂正が行われた場合は, 当該訂正に関する誤り又は脱漏は, 生じなかったものとみなされる。

### 第 44 条 登録商標の自発的取消

- (1) 登録官は, 所定の手数料の納付とともに, 登録官が決定する様式により, 登録所有者から請求があったときは, 商標登録を商品又はサービスの一部又は全部に関して取り消す。
- (2) 商標登録を取り消す前に, 登録官は, 次の者に通知する。
  - (a) 第 IX 部に基づいて商標に関する権利又は商標における利益を主張しているとして記録された者, 及び
  - (b) 商標の譲渡又は移転を記録する申請が登録官に対して行われた後に, 商標の当該譲渡又は移転が登録官によりまだ記録されていない場合は, 商標が譲渡又は移転された者

#### 第 45 条 登録官による登録の取消

(1) 次の場合は、登録官は、商標登録を取り消す。

(a) 第 35 条(1)に従って、登録に対する異議申立書が提出された場合において、登録官が、商標の登録を決定するに際し、当該異議申立を考慮しなかったとき、又は

(b) 登録前に、何人かが登録に対する異議申立書を提出するための期間の延長を申請した場合において、登録官が、商標の登録を決定するに際し、当該期間延長申請を考慮しなかったとき

(2) (1)に基づく取消は、登録官が、異議申立書が提出され又は期間延長申請が行われた後 2 月以内に、異議申立又は異議申立書を提出するための期間の延長申請を考慮しなかったことを認識することを条件とする。

(3) 登録官は、異議申立又は期間延長申請を考慮しなかったことを認識してから 1 月以内に、商標登録を取り消す。

(4) (1)、(2)及び(3)に拘らず、次の事項を考慮して、登録を取り消すことが合理的であることに登録官が納得する場合は、登録官は、商標の登録日から 12 月以内に、商標登録を取り消すことができる。

(a) 国際協定又は条約に基づくマレーシアの関係する義務、又は

(b) 次のことを適当とする特別の事情

(i) 当該商標を登録しないこと、又は

(ii) 登録が、登録の条件として課されなかった権利の部分放棄、条件、補正、修正又は制限に従うことを条件とする場合に限り、当該商標を登録すること

(5) (2)に拘らず、登録官は、後に懈怠を認識した場合は、(4)に基づいて登録を取り消すことができる。

(6) 商標の取消前に、登録官は、登録官が決定する方法により、提案された取消を次の者に通知する。

(a) 商標の登録所有者、及び

(b) 第 IX 部に基づいて商標に関する権利又は商標における利益を主張しているとして記録された者

(7) 登録官は、次の者に聴聞を受ける機会を与えることなく商標登録を取り消してはならない。

(a) 商標の登録所有者、又は

(b) 第 IX 部に基づいて商標に関する権利又は商標における利益を主張しているとして記録された者

(8) 登録官が本条に基づいて登録を取り消した場合は、

(a) 当該登録は、行われなかったものとみなされる。また、

(b) 取り消された登録は、登録官が決定する更なる審査又は手続に付される。

(9) 登録を取り消すべきか否かを検討することは、登録官がそうするよう請求があったことに拘らず、登録官の義務ではない。

#### 第 46 条 商標の不使用に関する裁判所による登録の取消

(1) 裁判所は、被害者から申請があったときは、次の何れかの理由により、商標登録を取り

消すことができる。

(a) 登録通知の交付日から3年の期間内に、商標が、登録所有者により又はその同意を得て、商標の登録に係る商品又はサービスに関して、マレーシアにおいて誠実に使用されておらず、かつ、不使用の適切な理由が存在しない場合

(b) (a)に基づく商品又はサービスの使用が継続して3年の期間中断されており、かつ、不使用の適切な理由が存在しない場合

(c) 登録所有者の作為又は不作為の結果として、商標の登録に係る製品又はサービスについて取引上の普通名称となった場合、又は

(d) 登録所有者により又はその同意を得て、商標がその登録に係る商品又はサービスに関して使用された結果として、それらの商品又はサービスの性質、品質又は原産地に関して、公衆に誤解を生じさせる虞がある場合

(2) (3)に従うことを条件として、商標登録は、(1) (a)又は(b)にいう使用が、3年の期間の満了後であって取消申請が行われる前に開始又は再開された場合は、同号に基づく理由により取り消してはならない。

(3) 3年の期間の満了後であって取消申請が行われる前3月の期間内に開始又は再開された(1) (a)又は(b)にいう使用は、取消申請が行われる可能性があることを所有者が認識する前に当該使用の準備が開始されていない限り、考慮されない。

(4) 商標の登録に係る商品又はサービスの一部のみに関して取消の理由が存在する場合は、取消は、それらの商品又はサービスのみに関するものとする。

(5) 商標登録が何らかの範囲において取り消された場合は、登録所有者の権利は、次の何れかの日から、当該範囲において消滅したものとみなされる。

(a) 取消申請の日、又は

(b) 取消の理由がより早い日に存在することに裁判所が納得する場合は、その日

#### 第47条 裁判所による登録の無効

(1) 裁判所は、被害者から申請があったときは、商標が第23条に違反して登録されたことを理由として、商標登録を無効と宣言することができる。

(2) (1)に拘らず、商標が第23条(1) (b)、(c)又は(d)に違反して登録された場合において、商標の登録が、その登録後に、商標の登録に係る商品又はサービスに関するその使用の結果として識別性を獲得しているときは、当該商標は、無効と宣言されない。

(3) 裁判所は、被害者から申請があったときは、次の理由により、商標登録を無効と宣言することができる。

(a) 第24条(1)、(2)又は(3)に基づく先の商標が存在すること、又は

(b) 第24条(4)に基づく先の権利が存在すること

(4) 当該先の商標又は先の権利の所有者が登録に同意している場合は、商標登録は、(3)に基づいて無効と宣言することができない。

(5) 商標が、第25条が規定する当該商標及び先の商標又はその他の先の権利の誠実な同時使用があったことを理由として登録された場合は、商標登録は、(3)に基づいて無効と宣言することができない。ただし、当該商標及び先の商標又はその他の先の権利の誠実な同時使用が実際にはなかったことに登録官又は裁判所が納得する場合はこの限りでない。

(6) 裁判所は、被害者又は登録官から申請があったときは、登録における詐欺又は登録が不

実表示により取得されたことを理由として、商標登録を無効と宣言することができる。

(7) 商標の登録に係る商品又はサービスの一部のみに関して無効の理由が存在する場合は、当該商標は、それらの商品又はサービスのみに関して無効と宣言される。

(8) 商標登録が何らかの範囲において無効と宣言された場合は、当該登録は、当該範囲において行われなかったものとみなされる。ただし、これは、過去の終了した取引に影響を及ぼすものではない。

## 第 VIII 部 登録商標の効果

### 第 1 章 商標の登録所有者の権利

#### 第 48 条 登録商標により付与される権利

- (1) 商標の登録所有者は、当該商標の登録に係る商品又はサービスに関して、次のことを行う排他権を有する。
- (a) 当該商標を使用すること、及び
  - (b) 当該商標を使用することを他人に許諾すること
- (2) 登録所有者は、自己の商標の侵害に対して救済を受ける権利を有する。
- (3) 商標の侵害となる行為は、第 54 条に規定され、登録商標の侵害への言及は、相応に解釈される。
- (4) 権利は、商標の登録日から所有者に発生する。ただし、
- (a) 商標が実際に登録される日前に侵害訴訟手続を開始することはできない。また、
  - (b) 第 99 条から第 102 条までに基づく違反は、商標が実際に登録される日前に行われる行為により犯されることはない。
- (5) 商標が権利の部分放棄、条件、補正、修正又は制限に従うことを条件として登録された場合は、所有者の権利は、当該権利の部分放棄、条件、補正、修正又は制限により制限される。

#### 第 49 条 類似の商標等が異なる者により登録されている場合における権利の制限

同一又は類似の商標が、同一の商品又はサービスに関してか異なる商品又はサービスに関してかを問わず、第 25 条に基づいて 2 以上の者により登録されている場合は、それらの商標の何れかの登録所有者は、それらの商標の他の何れかの登録所有者が当該商標を使用することを妨げる権利を有さない。ただし、最初に言及した所有者が自己の商標の登録に基づいてそうする権限を有する範囲においてはこの限りでない。

#### 第 50 条 物品等を説明する標識として認められるようになった標識から成る商標

- (1) 本条は、登録商標が、商標の登録日後に、関係する取引において、物品、物質又はサービスを説明し又はその名称である標識として一般に認められるようになった標識を含むか又はそれから成る場合に適用される。
- (2) (1) の適用上、商標が当該標識から成る場合は、登録所有者は、
- (a) 当該商標を、
  - (i) 当該物品若しくは物質又は同一種類のその他の商品、又は
  - (ii) 当該サービス又は同一種類のその他のサービス
- に関して使用し又は使用することを他人に許諾する排他権を有さない。また、
- (b) (4) に基づいて裁判所が決定する日以降、それらの排他権を有さなくなったものとみなされる。
- (3) (1) の適用上、商標が当該標識を含む場合は、登録所有者は、
- (a) 当該標識を、
  - (i) 当該物品若しくは物質又は同一種類のその他の商品、又は

- (ii) 当該サービス又は同一種類のその他のサービス  
に関して使用し又は使用することを他人に許諾する排他権を有さない。また、
- (b) (4)に基づいて裁判所が決定する日から、それらの排他権を有さなくなったものとみなされる。
- (4) (2)及び(3)の適用上、裁判所は、標識が、関係する取引において、当該物品、物質又はサービスを説明し又はその名称である標識として最初に一般に認められるようになった日を決定することができる。

#### 第 51 条 過去において特許に基づいて製造された物品等に関する商標

- (1) 本条は、次の場合に適用される。
  - (a) 登録商標が、次のものを説明し又はその名称である標識を含むか又はそれから成る場合
    - (i) 過去において特許に基づいて実施された物品又は物質、又は
    - (ii) 過去において特許方法として提供されたサービス
  - (b) 特許が満了又は消滅してから少なくとも 2 年が経過している場合、かつ、
  - (c) 当該標識が、当該物品、物質又はサービスを説明し又は特定するための唯一の普通に知られている方法である場合
- (2) 商標が(1)にいう標識を含むか又はそれから成る場合は、登録所有者は、
  - (a) 当該商標又は当該標識を、
    - (i) 当該物品若しくは物質又は同一種類のその他の商品、又は
    - (ii) 当該サービス又は同一種類のその他のサービスに関して使用し又は使用することを他人に許諾する排他権を有さない。また、
- (b) 特許が満了又は消滅した後 2 年の期間の満了時から、それらの排他権を有さなくなったものとみなされる。

#### 第 52 条 登録は一応の証拠となる

- 登録商標に関するすべての法的手続において、
- (a) 登録簿は、登録簿に記載されている事項の一応の証拠となるものとする。
  - (b) 第 65 条に基づく登録可能な取引の所定の詳細の登録は、当該取引の一応の証拠となるものとする。また、
  - (c) ある者の商標の登録所有者としての登録は、次の事項の一応の証拠となるものとする。
    - (i) 商標の原登録の有効性、及び
    - (ii) その後の譲渡及び移転

#### 第 53 条 登録の効力の確定

- 登録簿における商標に関するすべての法的手続において、商標の原登録は、登録日から 5 年の満了後に、すべての点において有効なものとみなされる。ただし、次のことが明らかにされる場合はこの限りでない。
- (a) 原登録が詐欺により取得されたこと
  - (b) 当該商標が第 23 条(5)(a)、(c)、(d)又は(e)に違反すること、又は
  - (c) 当該商標が、手続開始時において、登録所有者の商品又はサービスについての識別性を欠いていたこと

## 第2章 商標の侵害

### 第54条 登録商標の侵害となる行為

(1) 何人も、登録所有者の同意なしに、登録商標と同一の標識を、当該商標の登録に係る商品又はサービスと同一の商品又はサービスに関して、業として使用する場合は、登録商標を侵害する。

(2) 何人も、登録商標の所有者の同意なしに、

(a) 当該商標と同一であり、かつ、当該商標の登録に係る商品又はサービスと類似の商品又はサービスに関して使用される標識、又は

(b) 当該商標と類似であり、かつ、当該商標の登録に係る商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスに関して使用される標識

を業として使用し、その結果、公衆において混同の虞が生じる場合は、登録商標を侵害する。

(3) 本条の適用上、次の場合は、何人も、標識を使用する。

(a) 商品又はその包装に標識を適用する場合

(b) 標識の下に商品を販売のために提示又は陳列する場合

(c) 標識の下に商品を市場に出す場合

(d) 商品を販売のために提示若しくは陳列し又は商品を市場に出す目的で、標識の下に商品を在庫として保有する場合

(e) 標識の下にサービスを提示し又は提供する場合

(f) 標識の下に商品を輸入し又は輸出する場合

(g) 送り状、カタログ、営業書簡、営業文書、価格表又はその他の商業書類(あらゆる媒体によるかかる書類を含む)において標識を使用する場合、又は

(h) 広告において標識を使用する場合

(4) 次の者、すなわち、

(a) 商品のラベル表示又は包装に使用されるか又は使用される予定の材料に登録商標を適用する者、又は

(b) 広告又は(3)(g)にいう書類において標識を使用する者は、その者が、当該商標を適用したときに、当該商標の適用が当該商標の登録所有者又はライセンサーにより適正に許諾されていないと知っていたか又は信じる理由を有していた場合は、登録商標を侵害する材料を使用する者として取り扱われる。

### 第55条 侵害とならない行為

(1) 第54条に拘らず、次の場合は、何人も、登録商標を侵害しない。

(a) 次のものを善意で使用する場合

(i) 自己の名称又は自己の事業所の名称、又は

(ii) その事業の前主の名称又はその前主の事業所の名称

(b) 次のものを表示するために標識を善意で使用する場合

(i) 商品又はサービスの種類、品質、数量、用途、価格、原産地又はその他の特徴、又は

(ii) 商品の製造又はサービスの提供の時期、又は

(c) 付属品若しくは予備部品を含む商品又はサービスの用途を表示するために商標を使用し、

かつ、当該使用が工業上又は商業上の事項における誠実な慣行に従っている場合

(2) 第 54 条に拘らず、ある者又はある者及びその事業の前主が、登録商標と同一又は類似の登録されていない商標を、登録商標の登録に係る商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスに関して、次の何れか早い方の日前の時点から業として継続的に使用している場合は、その者は、当該登録されていない商標をそれらの商品又はサービスに関して使用することにより、登録商標を侵害しない。

(a) 登録商標の登録日、又は

(b) 登録所有者、事業の前主又は廃止法に基づく登録使用者であった者が、当該商標を最初に使用した日

(3) 本法の如何なる規定にも拘らず、登録商標を使用する者は、当該使用が次に該当する場合は、当該商標を侵害しない。

(a) 非商業目的であること

(b) ニュース報道又はニュース解説を目的とすること

(c) 登録所有者又はライセンシーが何れかの時点で明示的又は黙示的に同意していること、又は

(d) 実質的に同一である 2 以上の登録商標の 1 である商標の、本法が規定する登録により与えられる当該商標を使用する権利の行使としての使用であること

(4) 本法の如何なる規定にも拘らず、登録商標は、他の登録商標の登録に係る商品又はサービスに関する当該他の登録商標の使用により侵害されない。

## 第 56 条 侵害訴訟

(1) 登録所有者は、登録商標を侵害したか又は侵害している者に対して、訴訟手続を提起する権利を有する。

(2) 登録所有者は、侵害が発生する虞を生じさせることになる行為を行った者に対して、(1) と同一の訴権を有する。

(3) 侵害訴訟において、裁判所は、次のものを含む救済を付与することができる。

(a) 侵害に関係する商品が商業経路に入ることを防止することを含む裁判所が適当と考える条件に従うことを条件とする差止命令

(b) 損害賠償

(c) 利益の返還、又は

(d) (7) が適用される場合は、裁判所による当該事情において適当と判断する追加の損害賠償の裁定

(4) (3) (a) に拘らず、原告から仮差止命令の申請があった場合において、侵害が商品又はサービスに関する偽造商標の使用に関係することに裁判所が納得するときは、裁判所は、次のことを命じることができる。

(a) 当該侵害に関係する侵害の疑いがある商品、材料又は物品の押収又は保管、及び

(b) 当該侵害に関係する証拠書類の提供

(5) 裁判所が (3) (b) に基づく損害賠償を裁定する場合は、裁判所は、(3) (c) に基づく損害賠償を算定する際に考慮されていない侵害に起因する利益の返還の命令も発することができる。

(6) (5) に規定する場合を除いて、(3) (b) 及び(c) にいう救済は、相互排他的である。

(7) 登録商標の侵害訴訟において、侵害が商品又はサービスに関する偽造商標の使用に関係

する場合は、原告は、その選択により、次の何れかを受ける権利を有する。

- (a) 損害賠償及び損害賠償を算定する際に考慮されていない侵害に起因する利益の返還
- (b) 利益の返還、又は
- (c) 当該事情において適当と判断する追加の損害賠償
- (8) (7)(c)に従って、裁判所は、次の事項を考慮する。

- (a) 登録商標の侵害の悪質性
- (b) 侵害により被告に発生したことが明らかにされた利益
- (c) 当該侵害行為について被告を処罰する必要性、及び
- (d) 他のすべての関係する事項

(9) 第 26 条、第 27 条又は第 28 条に基づいて行われた優先権主張に拘らず、本条の如何なる規定も、商標の保護出願がマレーシアにおいて行われ、登録された日より前の侵害又は何らかの出来事に対して(3)に基づく救済を受ける権利を登録所有者に与えるものではない。

### 第 57 条 訴訟を提起することができない事情

侵害訴訟は、商標登録が満了したか又は抹消されたものとみなされた後であってそれが第 39 条に基づいて更新又は回復される前に行われた行為に関しては、提起することができない。

### 第 58 条 違反標識の削除等の命令

(1) (3)に従うことを条件として、ある者が登録商標を侵害したと認められる場合は、裁判所は、次のことをその者に要求する命令を発することができる。

- (a) 自己の所有、保管又は管理している侵害する商品、材料又は物品から違反標識を削除、除去又は消去させること、又は
- (b) 違反標識を削除、除去又は消去することが合理的に実施可能でない場合は、問題の侵害する商品、材料又は物品の破棄を確保すること

(2) (1)に基づく命令に従わない場合又は当該命令に従わない虞があると裁判所が認める場合は、裁判所は、侵害する商品、材料又は物品を標識の削除、除去若しくは消去のために又はそうでなければ当該商品、材料若しくは物品の破棄のために裁判所が指示する者に引き渡すべきことを命じることができる。

(3) 登録商標を侵害したと認められる者が偽造商品を所有、保管又は管理している場合において、次のときは、裁判所は、当該偽造商品を破棄のために裁判所が指示する者に引き渡すべきことを命じる。

- (a) 原告が当該命令を裁判所に申請したとき、かつ、
- (b) 当該命令の拒絶を正当化する例外的な事情が存在しないと裁判所が認めたとき

### 第 59 条 侵害する商品、材料又は物品の引渡し命令

(1) 裁判所は、登録商標の侵害訴訟において第 56 条及び第 58 条に基づいて付与される救済に加えて、被告が所有している又は裁判所における侵害する商品、材料又は物品を原告に引き渡すよう命じることができる。

(2) 裁判所は、(1)に基づく命令を発する場合は、第 60 条に基づく命令も発する。ただし、当該命令を発しない理由が存在すると裁判所が決定した場合はこの限りでない。

(3) (1)に基づく命令に従って侵害する商品、材料又は物品が引き渡される者は、(1)に基づ

く命令を発する時に第 60 条に基づく命令が発せられない場合は、第 60 条に基づく申請の決定までそれらを保持する。

#### **第 60 条 侵害する商品、材料又は物品の処分命令**

(1) 侵害する商品、材料又は物品が第 59 条に基づく命令に従って引き渡された場合は、次のものを求める申請を裁判所に対して行うことができる。

(a) それらを破棄し又は裁判所が適当と考える者が没収すべき旨の命令、又は

(b) (a) に基づく命令を発するべきでない旨の決定

(2) 如何なる命令(あれば)を発するべきかを検討するに際し、裁判所は、次の事項を考慮する。

(a) 登録商標の侵害訴訟において利用可能な他の救済が、原告に賠償し、その利益を保護するのに十分であるか否か、及び

(b) 侵害する商品、材料又は物品が原告に悪影響を及ぼすことになる方法により処分されないことを保証する必要性

(3) (2) に拘らず、侵害する商品が偽造商品である場合において、次のときは、裁判所は、当該商品を破棄すべきことを命じる。

(a) 原告が当該命令を裁判所に申請したとき、かつ、

(b) 当該命令の拒絶を正当化する例外的な事情が存在しないと裁判所が認めたとき

(4) 裁判所は、侵害する商品、材料又は物品に利害関係を有する者に対する通知の送達に関して指示を発する。

(5) 侵害する商品、材料又は物品に利害関係を有する者は、次のことを行う権利を有する。

(a) その者が通知の送達を受けたか否かを問わず、本条に基づく命令の申請の手続に出頭すること、及び

(b) その者が当該手続に出頭するか否かを問わず、発せられた命令に対して上訴すること

(6) 本条に基づいて発せられた命令は、上訴通知を行うことができる期間が満了するまで又は当該期間が満了する前に上訴通知が適正に行われた場合は、上訴に関する手続の最終決定又は取下げまでは、効力を生じない。

(7) (3) に従うことを条件として、侵害する商品、材料又は物品に利害関係を有する者が 2 以上存在する場合は、裁判所は、当該侵害する商品、材料又は物品を売却し又はその他取引して、収益を分割すべきことを指示することができ、かつ、適当と考えるその他の命令を発する。

(8) 本条に基づく命令を発するべきでないと裁判所が決定した場合は、引渡し前に侵害する商品、材料又は物品を所有、保管又は管理していた者は、それらの返還を受ける権利を有する。

#### **第 61 条 根拠のない侵害訴訟手続の脅迫に対する救済**

(1) ある者が他の者に対し、登録商標の侵害であって、

(a) 商品又は商品のラベル表示若しくは包装に使用されるか若しくは使用される予定の材料に当該商標を適用すること

(b) 商品又はその包装に当該商標が適用された商品を輸入すること、又は

(c) 当該商標の下にサービスを提供すること

以外のものについて訴訟手続をとると脅迫した場合は、被害者は、本条に基づく救済を求めて訴訟手続を提起することができる。

(2) 申請することができる救済は、次の何れかとする。

(a) 脅迫が不当である旨の宣言

(b) 脅迫の継続に対する差止命令、又は

(c) 脅迫により被った損失に関する損害賠償

(3) 原告は、訴訟手続をとると脅迫された行為が、関係する登録商標の侵害を構成するか又は行われたときは侵害を構成することになることを被告が明らかにしない限り、(2)にいう救済を受ける権利を有する。

(4) 訴訟手続をとると脅迫された行為が、関係する登録商標の侵害を構成するか又は行われたときは侵害を構成することになることを被告が明らかにした場合であっても、商標登録が無効であり又は関係する点において取消の対象となることを原告が明らかにしたときは、原告は、救済を受ける権利を有する。

(5) 商標が登録されている旨又は登録出願が行われた旨の単なる通知は、本条の適用上、訴訟手続の脅迫を構成しない。

(6) 本条の如何なる規定も、法廷弁護士及び事務弁護士がその職業上の資格で依頼人の代理として行った行為に関する本条に基づく訴訟に対して、法廷弁護士及び事務弁護士に責任を負わせるものではない。

## 第 IX 部 財産権の対象としての商標

### 第 62 条 財産としての登録商標の性質

登録商標は、人的財産又は動産であり、他の人的財産又は動産と同様に、担保権の対象とすることができる。

### 第 63 条 登録商標の共同所有

- (1) 登録商標が 2 以上の者に共同で付与された場合は、その各人は、別段の合意に従うことを条件として、登録商標における均等な不分割持分を受ける権利を有する。
- (2) 本条は、2 以上の者が(1)に基づく登録商標の共同所有者である場合に適用される。
- (3) (4)又は別段の合意に従うことを条件として、各共同所有者は、自ら又はその代理人により、自己の利益のために、かつ、他の共同所有者の同意又は他の共同所有者に説明する必要なしに、共同所有者でなければ登録商標の侵害となる行為を行う権利を有する。
- (4) 1 の共同所有者は、他の共同所有者の同意なしに、次のことを行ってはならない。
  - (a) 登録商標を使用するライセンスを許諾すること、又は
  - (b) 登録商標における自己の持分を譲渡し又は担保権を設定すること
- (5) 何れの共同所有者も、侵害訴訟手続を提起することができるが、裁判所の許可なしには、訴訟の手続を進めることができない。ただし、他の共同所有者又はその各人が原告として参加し又は被告として加えられる場合はこの限りでない。
- (6) 被告としてそのように加えられる共同所有者は、手続に参加しない限り、訴訟における費用を負担する義務を負わされない。
- (7) 本項の如何なる規定も、単独の共同所有者からの申請による中間的救済の付与に影響を及ぼすものではない。
- (8) 本条の如何なる規定も、受託者若しくは人格代表者の相互の権利及び義務又はこれらの者の権利及び義務自体に影響を及ぼすものではない。

### 第 64 条 登録商標の譲渡等

- (1) 登録商標は、他の人的財産又は動産と同様に、譲渡又は移転により移転することができ、事業の営業権を伴って又は独立してそのように移転することができる。
- (2) 登録商標の譲渡又はその他の移転は、部分的とすることができ、商標の登録に係る商品又はサービスの全部ではなく一部に関して適用されるように制限される。
- (3) 登録商標の譲渡又は登録商標に関する同意は、それが書面によるものであり、かつ、譲渡人及び譲受人又は場合により人格代表者により又はその代理として署名されない限り、効力を有さない。
- (4) (1)、(2)及び(3)は、その他の譲渡と同様に、担保による譲渡に適用される。
- (5) 登録商標は、他の人的財産又は動産と同一の方法により、担保権の対象とすることができる。
- (6) 本法の如何なる規定も、事業の営業権の一部としての登録されていない商標の譲渡又はその他の移転に影響を及ぼすと解釈されてはならない。

## 第 65 条 登録商標に影響を及ぼす取引の登録

(1) 登録官が決定する登録可能な取引の詳細は、所定の手数料の納付とともに、登録官が決定する様式により、次の者から申請があり、登録官がこれを承認したときは、登録簿に記入される。

(a) 当該登録可能な取引により登録商標における又は基づく利益を受ける権利を有すると主張する者、又は

(b) 当該取引により影響を受けると主張するその他の者

(2) (1)に基づいて申請が行われ、登録官により承認されるまでは、当該取引は、当該取引を知らずに登録商標における又は登録商標に基づく相反する利益を取得した者に対して効力を有さない。

(3) 登録可能な取引により登録所有者となった者は、当該取引の日後であって(1)に基づいて行われた登録申請の前日に発生した登録商標の侵害に関しては、損害賠償又は利益の返還を受ける権利を有さない。

(4) (2)及び(3)は、登録商標に基づくライセンス又は当該ライセンスにおける若しくは基づく権利に関する登録可能な取引には適用されない。

(5) 登録官は、所定の手数料の納付とともに、登録官が決定する様式により、登録所有者から申請があったとき及び担保権の利益を受ける権利を有する者の同意を得たときは、担保権に関する詳細を修正し又は抹消することができる。

## 第 66 条 信託及び衡平法上の権利

(1) 黙示的又は擬制的な信託の届出は、登録簿に記入されない。

(2) 明示的な信託又は明示的な信託の受益者の届出は、登録簿に記入することができることに拘らず、

(a) 登録官は、登録簿における当該届出により影響を受けない。また、

(b) 疑義を避けるために、当該届出を登録簿に記入しないことは、信託に基づく権利又は義務に影響を及ぼさない。

(3) 本法の規定に従うことを条件として、登録商標に関する衡平法上の権利は、他の人的財産又は動産に関する場合と同様の方法により行使することができる。

## 第 67 条 財産権の対象としての商標登録出願

(1) 第 62 条から第 66 条までは、登録商標に関して適用されるのと同様に、商標登録出願に関して適用される。

(2) (1)の適用上、第 63 条(1)における登録を付与することへの言及は、商標登録出願を行うことへの言及と解釈される。

(3) 商標登録出願に影響を及ぼす取引に関して適用される第 65 条において、詳細の登録簿への記入及び詳細の登録申請を行うことへの言及は、当該詳細を登録官に通知することへの言及と解釈される。

## 第 X 部 ライセンス許諾

### 第 68 条 解釈

この部において、

(a) 「排他的ライセンス」とは、包括的か限定的かを問わず、ライセンシーに対し、ライセンスを許諾する者を含む他のすべての者を排除して、ライセンスにより許諾された方法により登録商標を使用することを許諾するライセンスを意味し、「排他的ライセンシー」という表現は、相応に解釈される。

(b) 「ライセンス」とは、サブライセンスを含み、「ライセンシー」も、相応に解釈されるものとし、ライセンス又はライセンシーへの言及は、サブライセンス又はサブライセンシーへの言及を含む。

### 第 69 条 登録商標のライセンス許諾

(1) 登録商標を使用するライセンスは、包括的又は限定的とすることができる。

(2) 限定的ライセンスは、次のものに関して適用することができる。

(a) 商標の登録に係る商品又はサービスの全部ではなく一部に関して、又は

(b) 特定の方法による又は特定の地方における商標の使用に関して

(3) ライセンスは、それが書面によるものであり、かつ、許諾者により又はその代理として署名されない限り、効力を有さない。

(4) 登録商標を使用するライセンスは、

(a) 善意で、かつ、現実の又は擬制的なライセンスの通知なしに、登録商標における利益に対する有価約因を提供している者を除いて、又は

(b) ライセンスに別段の規定がない限り、

許諾者の利益に係るすべての権利承継人を拘束し、商標の登録所有者の同意を得て又は同意なしに行為を行うことへの言及は、相応に解釈される。

(5) ライセンスの許諾についての登録官が決定する詳細が第 65 条(1)に基づいて登録簿に記入された場合は、何人も、当該ライセンスの通知を受けたものとみなされる。

(6) ライセンスにその旨の規定がある場合は、ライセンシーは、サブライセンスを許諾することができる。

(7) 本条は、必要な修正を加えて、排他的ライセンスに適用される。

### 第 70 条 侵害の場合におけるライセンシーの権利

(1) 本条は、登録商標の侵害に関するライセンシーの権利に関して効力を有する。ただし、第 71 条(1)及び(2)に基づく排他的ライセンシーについては、ライセンシーは、自己の名義で侵害訴訟手続を提起する権利を有する。

(2) ライセンシーは、自己のライセンス又は自己の利益が派生するライセンスに別段の規定がない限り、自己の利益に影響を及ぼす事項に関して侵害訴訟手続をとるよう商標の登録所有者に要求する権利を有する。

(3) (2)の適用上、登録所有者が侵害訴訟手続をとることを拒絶し又は要求された後 2 月以内にとらない場合は、ライセンシーは、登録所有者であるものとして、自己の名義で訴訟手続を提起することができる。

(4) 本条によりライセンシーが侵害訴訟手続を提起した場合は、ライセンシーは、裁判所の許可なしには、訴訟の手続を進めることができない。ただし、登録所有者が原告として参加し又は被告として加えられる場合はこの限りでない。

(5) (4)は、ライセンシーのみからの申請による中間的救済の付与に影響を及ぼすものではない。

(6) (4)に基づいて被告として加えられる登録所有者は、手続に参加しない限り、訴訟における費用を負担する義務を負わない。

(7) 登録所有者が提起した侵害訴訟手続においては、ライセンシーが被った又は被る虞がある損失が考慮され、裁判所は、原告がライセンシーの代理として金銭的救済の収益を確保すべき範囲に関して、適当と考える指示を与えることができる。

(8) 本条の規定は、排他的ライセンシーが第71条(1)及び(2)に基づいて譲受人の権利及び救済を有する場合又はその範囲において、商標の登録所有者であるものとして、排他的ライセンシーに関して適用される。

### 第71条 譲受人の権利及び救済を有する排他的ライセンシー

(1) 排他的ライセンスは、ライセンシーが、ライセンスが規定する範囲において、ライセンスの許諾後に発生する事項に関して、ライセンスが譲渡であった場合と同一の権利及び救済を有する。

(2) (1)にいう規定の場合又はその範囲において、ライセンシーは、ライセンス及び本条の規定に従うことを条件として、登録所有者以外の者に対して、自己の名義で侵害訴訟手続を提起する権利を有する。

(3) 排他的ライセンシーの当該権利及び救済は、登録所有者の権利及び救済と併存し、侵害に関する登録所有者への言及は、相応に解釈される。

(4) 本条に基づいて排他的ライセンシーが提起した訴訟において、被告は、当該訴訟が商標の登録所有者により提起されたものとして自己が利用可能であった筈の防御を利用することができる。

(5) 登録所有者又は排他的ライセンシーが提起した登録商標の侵害訴訟手続が、これらの者が併存的訴権を有する侵害に全部又は一部関係する場合は、登録所有者又は排他的ライセンシーは、裁判所の許可なしには、訴訟の手続を進めることができない。ただし、他方の者が原告として参加し又は被告として加えられる場合はこの限りでない。

(6) (5)は、商標の登録所有者又は排他的ライセンシーのみからの申請による中間的救済の付与に影響を及ぼすものではない。

(7) (4)に基づいて被告として加えられる者は、手続に参加しない限り、訴訟における費用を負担する義務を負わない。

(8) 提起された登録商標の侵害訴訟が、登録所有者及び排他的ライセンシーが併存的訴権を有するか又は有していた侵害に全部又は一部関係する場合は、

(a) 裁判所は、損害を評価するに際し、次の事項を考慮する。

(i) ライセンスの条件、及び

(ii) 当該侵害に関して一方の者に既に裁定されたか又は利用可能な金銭的救済

(b) 当該侵害に関して他方の者に有利な損害賠償の裁定が行われ又は利益の返還が指示されている場合は、利益の返還は指示されない。また、

(c) 裁判所は、利益の返還が指示される場合は、両者間の合意に従うことを条件として、裁判所が正当と判断するように利益を両者間で分配する。

(9) (8)は、登録所有者及び排他的ライセンシーが訴訟の両当事者であるか否かを問わず適用され、両当事者でない場合は、裁判所は、手続の当事者が他方の者の代理として金銭的救済の収益を確保すべき範囲に関して、適当と考える指示を与えることができる。

(10) (5)から(8)までは、商標の排他的ライセンシーと登録所有者との間の別段の合意に従うことを条件として効力を有する。

## 第 XI 部 団体標章及び証明標章

### 第 72 条 団体標章

(1) 団体標章は、団体標章の所有者である団体の構成員の商品又はサービスを他の事業の商品又はサービスから識別する標識とする。

(2) 本法の規定は、附則 1 の規定に従うことを条件として、団体標章に適用される。

### 第 73 条 証明標章

(1) 証明標章は、その使用に関係する商品又はサービスが、出所、材料、商品の製造若しくはサービスの実行の方法、品質、精度又はその他の特徴に関して当該標章の所有者により証明されていることを表示する標識とする。

(2) 本法の規定は、附則 2 の規定に従うことを条件として、証明標章に適用される。

## 第 XII 部 国際事項

### 第 1 章 マドリッド議定書

#### 第 74 条 解釈

この部の適用上、「マドリッド議定書」とは、標章の国際登録に関するマドリッド協定の 1989 年 6 月 27 日にマドリッドで採択された議定書を意味する。

#### 第 75 条 マドリッド議定書に関する規則

- (1) 大臣は、マレーシアにおいてマドリッド議定書の規定を実施するための規則を制定することができる。
- (2) (1)の一般性を害することなく、規則は、次の目的の全部又は一部を規定することができる。
  - (a) 商標の国際登録出願(基礎となるマレーシアの出願又は登録が効力を生じず又は効力を失った場合を含む)及びその更新に関するすべての事項
  - (b) 商標の国際登録から生じる保護をマレーシアに拡張する請求(当該請求の効果を含む)に関するすべての事項
  - (c) マレーシアを指定する国際保護登録に対する保護(当該保護の消滅を含む)に関するすべての事項
  - (d) 国際登録出願又は国際登録の国内登録出願への変更(当該変更の効果を含む)に関するすべての事項
  - (e) 国際登録の取消(当該取消の効果を含む)に関するすべての事項
  - (f) 第 61 条並びに第 XIII 部及び第 XV 部の適用を含め、マレーシアを指定する国際保護登録に関するすべての事項
  - (g) 国際登録出願、保護の拡張及び更新に関して定める手数料及び金額の納付、及び
  - (h) 本法を実施するために定めることが必要又は便宜である他のすべての事項

## 第2章 条約及び国際協定

### 第76条 周知商標の保護

- (1) 周知商標は、本条に基づく保護を受けるのに適格であり、
- (a) 当該商標がマレーシアにおいて登録されているか否か又は商標登録出願が登録官に対して行われているか否かを問わず、かつ、
- (b) 当該商標の所有者がマレーシアにおいて事業を営んでいるか否か又は営業権を有するか否かを問わない。
- (2) (5)及び(6)に従うことを条件として、周知商標の所有者は、所有者の商標と全体として又は本質的部分において同一又は類似の商標を、次のものに関して、業として、所有者の同意なしに、マレーシアにおいて使用することを差止命令により阻止する権利を有する。
- (a) 当該使用が混同を生じさせる虞がある場合は、同一又は類似の商品又はサービスに関して、又は
- (b) 当該商標の使用が、何らかの商品又はサービスと所有者との間の関係を示唆することになり、かつ、所有者の利益を害する虞がある場合は、それらの商品又はサービスに関して
- (3) 次の場合は、周知商標の所有者は、登録商標がマレーシアにおける周知商標と同一又は類似であり、かつ、登録商標が周知商標に関する商品又はサービスと同一でない又は類似でない商品又はサービスについて登録されていることを理由として、登録商標の無効の宣言を裁判所に申請することができる。
- (a) それらの商品又はサービスに関する登録商標の使用が、それらの商品又はサービスと周知商標の所有者との間の関係を示唆することになる場合
- (b) 当該使用を理由として、公衆において混同の虞が存在する場合、かつ、
- (c) 周知商標の所有者の利益が当該使用により害される虞がある場合
- (4) 周知商標の所有者は、登録における詐欺又は登録が不実表示により取得されたことを理由として、登録商標の無効の宣言を裁判所に申請することができる。
- (5) 商標の使用が、周知商標の所有者の商標がマレーシアにおいて周知となる前に開始された場合は、周知商標の所有者は、(2)にいう権利を有さない。ただし、当該商標が悪意で使用されている場合はこの限りでない。
- (6) 周知商標の所有者が、マレーシアにおける商標の使用を、当該使用を認識しながら継続して5年の期間黙認していた場合は、周知商標の所有者は、(2)にいう権利を失う。ただし、当該商標が悪意で使用されている場合はこの限りでない。
- (7) 商標が悪意で使用されているか否かを決定するに際し、裁判所は、当該商標を使用した者が、当該商標の使用を開始した時に、所有者の周知商標について知っていたか又は知る理由を有していたか否かを検討することが適切である。
- (8) (2)の如何なる規定も、商標の善意の同項にいう使用であつて、1997年12月1日(TRIPS協定の関係規定がマレーシアに関して施行された日)前に開始されたものの継続に影響を及ぼすものではない。
- (9) (3)の如何なる規定も、本法の施行前に開始された商標の誠実な使用の継続に影響を及ぼすものではない。
- (10) 本条の適用上、商標に関して「使用」とは、第54条(3)の意味における使用を意味する。

## 第 77 条 周知商標の許可された使用

(1) 第 76 条に拘らず、周知商標の所有者は、何人かによる工業上又は商業上の事項における誠実な慣行に従うマレーシアにおける次の使用を、差止命令により阻止する権利を有さない。

(a) 次の者の名称の使用

(i) その者自身

(ii) その者の事業所

(iii) その者の事業の前主、又は

(iv) その者の事業の前主の事業所

(b) 次のものを表示するための標識の使用

(i) 商品又はサービスの種類、品質、数量、用途、価格、原産地又はその他の特徴、又は

(ii) 商品の製造又はサービスの提供の時期、又は

(c) 付属品若しくは予備部品を含む商品又はサービスの用途を表示するための商標の使用

(2) 第 76 条に拘らず、周知商標の所有者は、マレーシアにおける次の使用を、差止命令により阻止する権利を有さない。

(a) 登録商標の登録に係る商品又はサービスに関する登録商標の使用、又は

(b) 商標の使用であって、当該使用が次に該当する場合

(i) 非商業目的であること

(ii) ニュース報道又はニュース解説を目的とすること、又は

(iii) 周知商標の所有者が何れかの時点で明示的又は黙示的に同意していること

## 第 78 条 パリ条約第 6 条の 3 に基づく条約国の国章等

(1) 条約国の旗章から成るか又はそれを含む商標は、当該国の所轄当局の許可なしには登録されない。ただし、予定された方法による当該旗章の使用が当該許可なしに可能となると登録官が認める場合はこの限りでない。

(2) パリ条約又は TRIPS 協定に基づいて保護される条約国の紋章又はその他の国の記章から成るか又はそれを含む商標は、当該国の所轄当局の許可なしには登録されない。

(3) 条約国が採用し、監督及び証明を表示する公の記号又は印章から成るか又はそれを含む商標は、当該記号又は印章がパリ条約又は TRIPS 協定に基づいて保護される場合は、関係国の所轄当局の許可なしには、監督及び証明を表示するものと同一又は類似の種類について登録されない。

(4) 本条における国旗及びその他の国の記章並びに公の記号又は印章への言及は、紋章学的見地からかかる旗章若しくはその他の記章又は記号若しくは印章を模倣するすべてのものに等しく適用される。

(5) 本条の如何なる規定も、ある国の記章又は公の記号若しくは印章が他国のものと類似であることに拘らず、その使用を許可された当該国の国民からの出願による商標の登録を妨げるものではない。

(6) 本条により、商標登録に条約国の所轄当局の許可が必要とされるか又は必要となる場合は、当該当局は、その許可なしにマレーシアにおいて商標を使用することを、差止命令により阻止する権利を有する。

### 第 79 条 パリ条約第 6 条の 3 に基づく一定の政府間国際機関の記章等

(1) 1 又は複数の条約国が加盟している政府間国際機関の紋章，旗章，記章，略称又は名称から成るか又はそれを含み，かつ，パリ条約又は TRIPS 協定に基づいて保護される商標は，関係する政府間国際機関の許可なしには登録されない。ただし，予定された方法による当該紋章，旗章，記章，略称又は名称の使用が次に該当すると登録官が認める場合はこの限りでない。

(a) 当該機関と当該商標との間に関係が存在すると公衆に示唆することになること，又は  
(b) 使用者と当該機関との間の関係の存在に関して公衆に誤解を生じさせる虞がないこと

(2) 本条における政府間国際機関の紋章，旗章，記章，略称又は名称への言及は，紋章学的見地からかかる記章を模倣するすべてのものに等しく適用される。

(3) 本条に基づいて，商標登録に政府間国際機関の許可が必要とされるか又は必要となる場合は，当該機関は，その許可なしにマレーシアにおいて商標を使用することを，差止命令により阻止する権利を有する。

(4) 本条の如何なる規定も，当該商標の善意の使用を 1989 年 1 月 1 日(パリ条約の関係規定がマレーシアに関して施行された日)前に開始した者の権利に影響を及ぼすものではない。

### 第 80 条 パリ条約第 6 条の 3 に基づく通知

(1) 第 78 条の適用上，条約国の記章(国旗を除く)及び公の記号又は印章は，次の場合に限り又は次の範囲において，パリ条約又は TRIPS 協定に基づいて保護されるものとみなされる。

(a) 問題の国が，パリ条約第 6 条の 3(3)に従って又は TRIPS 協定により適用される同条に基づいて，当該記章，記号又は印章の保護を求める旨をマレーシアに通知していること

(b) 当該通知が効力を持続していること，及び

(c) マレーシアが，パリ条約第 6 条の 3(4)に従って若しくは TRIPS 協定により適用される同条に基づいて，それに異議を申し立てておらず又はかかる異議申立が取り下げられていること

(2) 第 79 条の適用上，政府間国際機関の紋章，旗章，記章，略称及び名称は，次の場合に限り又は次の範囲において，パリ条約に基づいて又は TRIPS 協定により適用される同条に基づいて保護されるものとみなされる。

(a) 問題の機関が，パリ条約第 6 条の 3(3)に従って又は TRIPS 協定により適用される同条に基づいて，当該紋章，旗章，記章，略称又は名称の保護を求める旨をマレーシアに通知していること

(b) 当該通知が効力を持続していること，及び

(c) マレーシアが，パリ条約第 6 条の 3(4)に従って若しくは TRIPS 協定により適用される同条に基づいて，それに異議を申し立てておらず又はかかる異議申立が取り下げられていること

(3) パリ条約第 6 条の 3(3)に基づく又は TRIPS 協定により適用される同条に基づく通知は，当該通知の受領から 2 月より後に行われる第 17 条(2)に基づく商標登録出願に関してのみ効力を有する。

(4) 登録官は，

(a) 国の記章及び公の記号又は印章，及び

(b) 政府間国際機関の紋章，旗章，記章，略称及び名称

であって、パリ条約第6条の3(3)に基づいて又は TRIPS 協定により適用される同条に基づいて行われた通知により、パリ条約に基づいて又は TRIPS 協定により適用される同条に基づいて現に保護されているものの一覧を備え、合理的なすべての時間に無料で、公衆の閲覧に供する。

## 第 XIII 部 国境措置

### 第 81 条 解釈

この部において、

- (a) 「権限ある職員」とは、次の者を意味する。
  - (i) 1967 年関税法[法律第 235 号]において定義されている本来の税関職員、又は
  - (ii) 公務員又は公社が雇用している者であって、この部により権限ある職員に付与された権限を行使し、課された義務を履行するために大臣が任命した者
- (b) 「通過商品」とは、マレーシア国内で陸揚げされるか否か又は積み替えられるか否かを問わず、同一の又は別の輸送手段により他国に運ばれる予定の輸入商品を意味する。
- (c) 「輸入」とは、手段の如何を問わずマレーシアに持ち込み又は持ち込ませることを意味する。
- (d) 押収商品に関して「留置期間」とは、次の期間を意味する。
  - (i) 当該商品に関して第 85 条に基づいて行われる通知において指定される期間、又は
  - (ii) 第 85 条に基づいて当該期間が延長された場合は、そのように延長された当該期間
- (e) 「担保」とは、何らかの金額の現金又は登録官が決定するその他の通貨代替物を意味する。
- (f) 「押収商品」とは、第 82 条に基づいて押収された商品を意味する。

### 第 82 条 侵害する商品の輸入の制限

- (1) 何人も、次のことを記述した申請書を登録官に提出することができる。
  - (a) その者が登録所有者又は当該申請書を提出する権限を有するライセンスイヤーであること
  - (b) 当該申請書において指定された時及び場所において、登録商標に関して侵害する商品である商品が取引目的で輸入されようとしていること、及び
  - (c) その者は当該輸入に異議を申し立てること
- (2) (1)に基づく申請書には、権限ある職員が当該商品を特定することができるように当該商品に関する登録官が決定する書類及び情報を添付するとともに、所定の手数料を納付する。
- (3) (1)に基づく申請書を受領したときは、登録官は、当該申請に対する決定を行う。また、登録官は、合理的な期間内に、当該申請が承認されたか否かを申請人に通知する。
- (4) (3)に基づく合理的な期間を決定するに際し、登録官は、事件に関係する一切の事情を考慮する。
- (5) (3)に基づく承認は、当該承認が与えられた日から起算して 60 日の期間が満了するまで効力を持続する。ただし、当該期間が満了する前に申請人が登録官に書面で通知することにより当該申請を取り下げた場合はこの限りでない。
- (6) 本条に基づいて承認が与えられ、かつ、それが失効しておらず又は取り下げられていない場合は、侵害する商品のマレーシアへの輸入は、当該承認において指定された期間禁止される。
- (7) 登録官は、(3)に基づく承認を与えたときは直ちに、権限ある職員に通知するために必要な措置をとる。
- (8) 権限ある職員が(7)に基づいて登録官から通知を受けた場合は、当該権限ある職員は、通知において特定された侵害する商品(通過商品を除く)を何人かが輸入することを禁止するた

めに必要な措置をとるものとし、かつ、当該特定された商品を押収し、留置する。

### 第 83 条 担保

登録官は、第 82 条に基づく承認を与えたときは、登録官の意見において次のことのために十分である担保を登録官に提供するよう申請人に要求する。

- (a) 侵害する商品の押収の結果として登録官が負担する可能性のある債務又は費用についての登録官への弁済
- (b) 濫用の防止及び輸入者の保護、又は
- (c) この部に基づいて裁判所が命じる賠償の支払

### 第 84 条 押収商品の安全な保管

- (1) 押収商品は、登録官が指示し又は権限ある職員が適当と判断する安全な場所に移動される。
- (2) 押収商品が権限ある職員の指示により保管される場合は、当該権限ある職員は、押収商品の所在を登録官に通知する。

### 第 85 条 通知

- (1) 第 82 条に基づいて侵害する商品が押収された後合理的に実施可能な限り速やかに、権限ある職員は、登録官、輸入者及び申請人に対して、直接又は書留郵便により、侵害する商品を特定し、それらが押収されたこと及び当該商品の所在を記述した書面による通知を行う。
- (2) (1)に基づく通知には、申請人が通知日から指定期間内に侵害する商品に関する侵害訴訟を提起しない限り、当該商品は輸入者に解放されることも記述される。
- (3) 通知の受領時に申請人が侵害訴訟を提起している場合は、申請人は、登録官が決定する様式により、その事実を登録官に通知する。
- (4) 申請人は、通知において指定された期間(当初期間)が満了する前に登録官に書面で通知することにより、当該期間の延長を請求することができる。
- (5) (6)に従うことを条件として、(4)に従って請求が行われた場合において、当該請求を認めることが合理的であることに登録官が納得するときは、登録官は、当初期間を延長することができる。
- (6) (4)に従って行われた請求に対する決定は、当該請求が行われた後 2 就業日以内に行う。ただし、かかる決定は、当該請求が関係する当初期間の満了後には行うことができない。

### 第 86 条 押収商品の検査、解放等

- (1) 申請人又は輸入者が必要な約束を行うことに同意した場合は、登録官は、申請人又は輸入者が押収商品を検査することを許可することができる。
- (2) (1)に基づく必要な約束とは、約束を行う者が次のことを行う旨の書面による約束である。
  - (a) 登録官が納得する指定された時に押収商品の見本を登録官に返還すること、及び
  - (b) 見本に対する損害を防止するために合理的な注意を払うこと
- (3) 申請人が必要な約束を行った場合は、登録官は、自己の保管する押収商品の見本を申請人による検査のために申請人が持ち出すことを許可することができる。
- (4) 輸入者が必要な約束を行った場合は、登録官は、自己の保管する押収商品の見本を輸入

者による検査のために輸入者が持ち出すことを許可することができる。

(5) 登録官が本条に従って申請人による押収商品の検査又は押収商品の見本の持出しを許可した場合は、登録官は、次の何れかから生じる輸入者が被る如何なる損失又は損害についても、輸入者に対して責任を負わない。

(a) 当該検査中に発生する押収商品に対する損害、又は

(b) 登録官の保管から持ち出された見本に対して若しくは関して申請人若しくはその他の者が行う行為又は当該見本の申請人若しくはその他の者による使用

#### **第 87 条 同意による押収商品の没収**

(1) (2)に従うことを条件として、輸入者は、登録官に書面で通知することにより、押収商品の没収に同意することができる。

(2) 当該通知は、押収商品に関する侵害訴訟が提起される前にしなければならない。

(3) 輸入者がかかる通知を行った場合は、押収商品は、没収され、登録官が決定する方法により処分される。

#### **第 88 条 押収商品の輸入者への強制解放**

(1) 次の場合は、登録官は、押収商品を、商品の留置期間満了時に輸入者に解放する。

(a) 申請人が、当該商品に関して侵害訴訟を提起していない場合、及び

(b) 申請人が、侵害訴訟が提起された旨を登録官に書面で通知していない場合

(2) 次の場合は、登録官は、押収商品を輸入者に解放する。

(a) 押収商品に関して侵害訴訟が提起されている場合、かつ、

(b) 当該侵害訴訟が提起された日から起算して 30 日の期間の満了時に、当該訴訟が提起された裁判所による当該商品の解放を妨げる命令が効力を有さない場合

(3) 申請人が、押収商品の解放に同意する旨を登録官に書面で通知した場合は、登録官は、当該商品を輸入者に解放する。

#### **第 89 条 訴訟不提起による賠償**

(1) 第 82 条に基づいて行われた通知に従って商品が押収されたが、申請人が留置期間内に侵害訴訟を提起しない場合は、当該押収により被害を被った者は、申請人に対する賠償命令を裁判所に申請することができる。

(2) 被害者が商品押収の結果として損失又は損害を被ったことに裁判所が納得する場合は、裁判所は、裁判所が適当と考える金額を被害者に賠償するよう申請人に命じることができる。

#### **第 90 条 登録商標の侵害訴訟**

(1) 申請人が侵害訴訟を提起した場合は、裁判所は、付与される可能性がある何らかの救済に加えて、事件の事情に応じて、次のことを命じることができる。

(a) 押収商品を、裁判所が適当と考える条件(あれば)に従うことを条件として輸入者に解放すべきこと

(b) 押収商品を、指定期間が満了する前に輸入者に解放すべきでないこと、又は

(c) 押収商品を没収すべきこと

(2) 登録官又は権限ある職員は、侵害訴訟の審理において聴聞を受ける権利を有する。

(3) 裁判所は、登録官又は何れかの当局が他の法律に基づいて押収商品の管理を維持することを要求され又は許可されていることに納得する場合は、(1)(a)に基づく命令を発することができない。

(4) 登録官は、(1)に基づいて発せられた命令に従う。

(5) 次の場合は、裁判所は、裁判所が適当と考える金額を被告に賠償するよう申請人に命じることができる。

(a) 当該訴訟が棄却され若しくは取り下げられた場合又は関係する登録商標は押収商品の輸入により侵害されなかったと裁判所が決定した場合、かつ、

(b) 当該侵害訴訟の被告が、商品押収の結果として損失又は損害を被ったことについて裁判所を納得させた場合

### 第91条 没収を命じられた押収商品の処分

押収商品が没収されるべきことを裁判所が命じた場合は、当該商品は、裁判所が指示する方法により処分される。

### 第92条 担保の不足

(1) この部に基づいて登録官によりとられた措置又はこの部に基づく裁判所の命令に従ってとられた措置に関して登録官が負担した合理的な費用が、第83条に基づいて提供された担保の金額を超えた場合は、その超過額は、登録官に対する債務となる。

(2) (1)に基づく債務は、申請人が負担するものとし又は2以上の申請人が存在する場合は、すべての申請人が連帯して負担する。

### 第93条 職権による措置

(1) 一応の証拠に基づいて、権限ある職員は、許可なしに登録商標と同一の商標が付され、かつ、登録商標の商品と同一であり、輸入される予定の又は輸出向けの商品を留置し又はその解放を留保することができる。

(2) 当該商品が留置された場合は、権限ある職員は、

(a) 登録官、輸入者及び登録所有者に通知する。また、

(b) いつでも、登録所有者に対して、自己の権限を行使する上で役に立つ可能性がある情報を求めることができる。

(3) 第88条に従うことを条件として、輸入者は、(1)に基づく商品の留置又は商品の解放の留保に対して、1967年関税法に基づく長官に上訴することができる。

(4) 権限ある職員は、(1)に基づく行為を誠実に行った場合に限り、その責任を問われない。

(5) (1)にいう輸出向けとは、マレーシアから他国に何らかの輸送方法により輸出される商品を意味する。

### 第94条 少量の輸入

(1) この部の規定は、旅行者の手荷物に含まれる又は小型貨物で送付される非商業的性質を有する少量の商品には適用されない。

(2) (1)にいう少量とは、2以下の商品を意味する。

## 第 XIV 部 商標代理人

### 第 95 条 登録商標代理人の承認及び登録商標代理人が必要とされる事情

(1) 予備的手続若しくは商標登録出願に関係してある者が若しくはある者に対して行うことを本法により要求され若しくは許可される行為又は登録商標に関する手続は、登録官が決定する方法により本人により適正に授権された登録商標代理人が又は登録商標代理人に対して行うことができる。

(2) 予備的手続若しくは商標登録出願又は登録商標に関する手続において登録官の面前に出頭する者が、主としてマレーシアにおいて居住せず、事業も営んでいない場合は、その者は、自己のために行動する登録商標代理人を選任し、授権しなければならない。

(3) (2)に基づいて本人により本人のために行動するために選任され、授権されたときは、登録商標代理人は、

(a) 引き続き本人の代理人である。また、

(b) 本法に基づいて本人が行うことを要求されるすべての行為、事項及び事柄について責任を負う。

ただし、登録商標代理人が、本人により解除され又は所定の方法に従って本人のために行動することを停止した場合はこの限りでない。

(4) ある者のために行動する登録商標代理人が本人の代理として行動することを停止しようとする場合は、

(a) 登録商標代理人は、登録官が決定する方法により、本人の代理として行動することを停止する意思の通知を登録官に提出する。

(b) 登録商標代理人は、本人に通知する。また、

(c) (a) 及び (b) に従ったときは、当該代理人は、本人の代理人でなくなる。

### 第 96 条 商標代理人登録簿

(1) 登録官は、商標代理人登録簿と呼ばれる登録簿を備え、管理する。

(2) 商標代理人登録簿には、第 95 条の適用上の本人の代理として行動する登録商標代理人の名称、住所及びその他所定の事項が記載される。

### 第 97 条 商標代理人の登録

(1) 登録官は、ある者が所定の要件を充足した場合は、その者を登録商標代理人として登録するものとし、その名称を商標代理人登録簿に記入する。

(2) この部の適用上、登録官は、次のことを行うことができる。

(a) 所定の理由により商標代理人の登録を取り消すこと

(b) 登録商標代理人から申請があったときは、商標代理人の登録の自発的取消を認めること

(c) 登録商標代理人から申請があったときは、登録商標代理人の名称又は送達宛先の変更を認めること

(d) 登録商標代理人が死亡したときは、商標代理人の登録を抹消すること、及び

(e) 所定の事情に従うことを条件として、何人かの登録商標代理人としての承認を拒絶すること

(3) 商標代理人の登録が取り消されたときは、登録商標代理人の名称が商標代理人登録簿か

ら抹消される。

(4) 登録官は、登録商標代理人の商標代理人登録簿からの抹消及び登録商標代理人が取り扱うすべての商標登録出願又は登録を、登録官が決定する方法により、知的所有権公報に公告する。

(5) 登録官は、パートナーシップ及び法人が所定の要件を充足した場合は、これらの者を商標代理人として登録する。登録されたときは、当該商標代理人は、(2)、(3)及び(4)に定める要件により拘束される。

#### **第 98 条 登録商標代理人との秘匿特権付通信**

(1) 登録商標代理人と商標に関する事項において当該代理人を選任し、授権する者との間で行われた通信及びかかる通信の目的で作成された記録又は書類には、事務弁護士とその依頼人との間の通信と同一の範囲において秘匿特権が与えられる。

(2) 登録商標代理人は、商標に関する事項において当該代理人を選任し、授権する者の書類及び財産に関して、事務弁護士が依頼人の書類及び財産に関して有するのと同じ先取特権を有する。

## 第 XIV 部 違反

### 第 99 条 商標の偽造

(1) 商標の登録所有者の同意なしに、

(a) 誤認を生じさせることを意図して、登録商標と同一又は類似の標識を作成すること、又は

(b) 変更、追加、削除、一部除去又はその他により、真正な登録商標を変造することにより登録商標を偽造する者は、犯則者であり、有罪の判決により、100 万リングット以下の罰金若しくは 5 年以下の期間の拘禁又はその双方を科される。

(2) 本条に基づく訴追において、商標の登録所有者の同意を立証する責任は、被告側にある。

### 第 100 条 登録商標の商品又はサービスへの不正適用

(1) 本条及び第 102 条の適用上、次の場合は、何人も、登録商標を商品又はサービスに不正に適用する。

(a) 登録所有者の同意なしに、当該商標と誤解される虞がある商標又は標識を商品又はサービスに適用する場合、及び

(b) 商品への適用の場合において、当該商品が商標の登録所有者又はライセンシーの真正な商品でないとき

(2) (1)の適用上、商標が

(a) 看板又は広告、又は

(b) 送り状、カタログ、営業書簡、営業文書、価格表又はその他の商業書類(あらゆる媒体によるかかる書類を含む)

において使用され、かつ、そのように使用される商標に言及して行われた請求又は発せられた命令に従って、ある者に商品が引き渡され又はサービスが提供される場合は、当該商標は、商品又はサービスに適用されているものとみなされる。

(3) (1)の適用上、

(a) 次の場合は、標識は、商品に適用されているものとみなされる。

(i) 標識が商品自体に適用されている場合、又は

(ii) 標識が、商品を入れて又は商品とともに販売され、販売のために提示若しくは陳列され又は取引若しくは製造の目的で所有されるカバー、ラベル、リール又は物に適用されている場合

(b) 標識が、商品又はサービスについて言及し、説明し又は指定していると人に信じさせる虞がある方法により使用されている場合は、当該標識は、当該商品又はサービスに適用されているものとみなされる。

(4) 次の者、すなわち、

(a) (1)に基づいて登録商標を商品に不正に適用する者は、犯則者であり、有罪の判決により、  
(i) その者が法人である場合は、不正に適用された登録商標が付された各商品について 1 万 5,000 リングット以下の罰金、累犯の場合は、不正に適用された登録商標が付された各商品について 3 万リングット以下の罰金を科され、又は

(ii) その者が法人でない場合は、不正に適用された登録商標が付された各商品について 1 万 リングット以下の罰金若しくは 3 年以下の期間の拘禁又はその双方、累犯の場合は、不正に

適用された登録商標が付された各商品について 2 万リングット以下の罰金若しくは 5 年以下の期間の拘禁又はその双方を科される。又は

(b) (1)に基づいて登録商標をサービスに不正に適用する者は、犯則者であり、有罪の判決により、

(i) その者が法人である場合は、10 万リングット以下の罰金を科され、又は

(ii) その者が法人でない場合は、7 万リングット以下の罰金若しくは 3 年以下の期間の拘禁又はその双方を科される。

(5) (3)において、

(a) 「カバー」とは、栓、グラス、瓶、容器、箱、カプセル、ケース、枠組又は包み紙を含む。

(b) 「ラベル」とは、帯又は下げ札を含む。

(6) 本条に基づく訴追において、商標の登録所有者の同意を立証する責任は、被告側にある。

### 第 101 条 違反を犯すための物品の製造又は所有

第 99 条及び第 100 条に対する違反を犯すために又はその過程において使用されているか又は使用される予定であると知りながら又は信じる理由を有しながら、

(a) 登録商標又は当該商標と誤解される虞がある標識を複製するために特に設計され又は適合された物品を製造する者、又は

(b) (a)にいう物品を所有、保管又は管理している者は、

犯則者であり、有罪の判決により、100 万リングット以下の罰金若しくは 5 年以下の期間の拘禁又はその双方を科される。

### 第 102 条 商標が不正に適用された商品の輸入又は販売等

(1) 第 100 条に基づく登録商標が不正に適用された商品を、

(a) 取引又は製造の目的でマレーシアに輸入する者

(b) 販売し又は販売のために提示若しくは陳列する者、又は

(c) 取引又は製造の目的で所有、保管又は管理している者は、

本条に基づく違反行為に対して合理的なすべての予防措置をとっており、主張される違反が犯された時点で、当該商標の真正性を疑う理由を有しておらず、かつ、第 109 条に定義する管理官補が行う請求により、当該商品の取得元である者に関して自己の知識内にあるすべての情報を提供したことを証明しない限り、犯則者であり、有罪の判決により、

(i) その者が法人である場合は、登録商標が不正に適用された各商品について 1 万 5,000 リングット以下の罰金、累犯の場合は、登録商標が不正に適用された各商品について 3 万リングット以下の罰金を科され、又は

(ii) その者が法人でない場合は、登録商標が不正に適用された各商品について 1 万リングット以下の罰金若しくは 3 年以下の期間の拘禁又はその双方、累犯の場合は、登録商標が不正に適用された各商品について 2 万リングット以下の罰金若しくは 5 年以下の期間の拘禁又はその双方を科される。

(2) (1) (c)の適用上、登録商標が不正に適用された 3 以上の商品を所有する者は、当該商品を取引又は製造の目的で所有するものとみなされる。

### 第 103 条 商標局に対する又は登録簿への虚偽の記入

記入又は物が虚偽であると知りながら又は信じる理由を有しながら、

- (a) 商標局に対して又は登録簿に虚偽の記入を行い又は行わせる者
  - (b) 商標局に寄託された認証謄本に虚偽の記入を行い又は行わせる者
  - (c) 登録簿の又は商標局に提出される記入の謄本と称する虚偽の物を作成し又は作成させる者、又は
  - (d) (c)にいう物を証拠として提出し又は提出させる者は、
- 犯則者であり、有罪の判決により、5 万リングット以下の罰金若しくは 5 年以下の期間の拘禁又はその双方を科される。

### 第 104 条 登録商標としての虚偽表示

(1) 表示が虚偽であると知りながら又は信じる理由を有しながら、

- (a) 商標が登録商標であると虚偽表示する者、又は
  - (b) 商標の登録に係る商品又はサービスに関して虚偽表示を行う者は、
- 犯則者であり、有罪の判決により、1 万リングット以下の罰金を科される。

(2) 本条の適用上、商標に関して、「登録された」の語又は明示的若しくは黙示的に登録への言及を意味するその他の語若しくは記号を、マレーシアにおいて業として使用することは、本法に基づく登録に関する表示であるものとみなされる。ただし、マレーシア以外の場所における登録への言及であること及び当該商標が問題の商品又はサービスについて実際にそのように登録されていることが明らかにされる場合はこの限りでない。

### 第 105 条 召喚に応じないこと又は証拠の提出の拒絶に関する違反

(1) 本法の適用上、登録官は、次のことを行うことができる。

- (a) 証人を召喚すること
- (b) 宣誓に基づく証拠を受領すること、及び
- (c) 書類又は物品の提出を要求すること

(2) 適法な理由なしに(1)に基づく召喚又は請求に応じない者は、犯則者であり、有罪の判決により、2,000 リングット以下の罰金若しくは 3 月以下の期間の拘禁又はその双方を科される。

### 第 106 条 商標のマレーシアを指定する国際保護登録としての虚偽表示

(1) 表示が虚偽であると知りながら又は信じる理由を有しながら、

- (a) 商標をマレーシアを指定する国際保護登録として虚偽表示する者、又は
  - (b) マレーシアを指定する国際保護登録がマレーシアにおける保護を付与する商品又はサービスに関して虚偽表示を行う者は、
- 犯則者であり、有罪の判決により、1 万リングット以下の罰金を科される。

### 第 107 条 「商標局」の名称の不正使用

自己の事業所若しくは自己が発行する書類又はその他において、「商標局」の語又は自己の事業所が商標局であり若しくは商標局と公式に関係していると示唆するその他の語を使用する者は、犯則者であり、有罪の判決により、5 万リングット以下の罰金若しくは 2 年以下の期

間の拘禁又はその双方を科される。

#### **第 108 条 登録されていない者による登録商標代理人としての業務等**

本法に基づいて登録を受けることなく、商標代理人として事業を営み、業務を行い、行動し、自己を説明し、自己を提示し又は自己が説明若しくは提示されることを許可する者は、犯則者であり、有罪の判決により、5 万リングット以下の罰金若しくは 2 年の拘禁又はその双方を科される。

## 第 XVI 部 捜査及び執行

### 第 1 章 捜査及び申立

#### 第 109 条 解釈

この部の適用上、

(a) 「管理官」、「副管理官」又は「管理官補」とは、2011 年取引表示法[法律第 730 号]第 3 条に基づいて任命された取引表示管理官、副管理官又は管理官補を意味する。

(b) 「施設」とは、囲いの有無に拘らず、何人かが設立又は設置した固定又はその他の場所を意味し、車両、航空機、船舶及びその他の船を含む。

#### 第 110 条 管理官、副管理官又は管理官補の権限

(1) 管理官は、大臣の一般的指示及び管理に従うことを条件として、この部に基づいて管理官に課された義務を履行し、付与された権限を行使する。

(2) 副管理官及び管理官補は、管理官の指示及び管理を受ける。

(3) 副管理官は、管理官に課されたすべての義務を履行し、付与されたすべての権限を行使することができる。

(4) 管理官及び副管理官は、管理官補に課されたすべての義務を履行し、付与されたすべての権限を行使することができる。

(5) 管理官又は副管理官は、この部に基づく自己の権限、義務又は職務の全部又は一部を、管理官補に書面で委任することができる。

#### 第 111 条 捜査権限

(1) 管理官補が本法に基づく違反が犯されるか又は犯されることになるかと疑う合理的な理由を有する場合は、管理官補は、本法の適切な管理のために管理官補が便宜と考える捜査を実施することができる。

(2) 本法に基づく違反行為を捜査する管理官補は、刑事手続法[法律第 593 号]により与えられた逮捕可能な事件における警察の捜査に関する権限の全部又は一部を行使することができる。

#### 第 112 条 管理官補への申立

(1) 管理官補は、ある者から申立があったときは、本法に基づく違反を犯したか又は犯している者に関する捜査を実施することができる。

(2) (1)に基づいて行う申立には、申立を行う相手方である者又は主張される違反が犯された施設及び本法に基づく主張される違反の詳細を明記する。

(3) (1)に基づいて行う申立が登録商標と同一でない商標に関するものである場合は、登録所有者又はライセンシーは、所定の手数料の納付とともに、登録官が決定する様式により、管理官補に提出すべき登録官の確認書を取得する。

(4) (3)に基づく登録官の確認書は、裁判所に対する一切の手続において一応の証拠となるものとする。

## 第2章 情報収集権限

### 第113条 情報の提供を要求する管理官補の権限

(1) 本条は、管理官補が、この部に基づく捜査を実施するに際し、何人かが次に該当すると信じる理由を有する場合に適用される。

(a) 本法に基づく管理官補の権限及び職務の遂行に関係する情報又は書類を有すること、又は

(b) 管理官補が本法に基づく管理官補の権限及び職務の遂行に関係すると信じる理由を有する証拠を提供することができること

(2) 他の成文法の規定に拘らず、管理官補は、書面による通知により、次のことを何人かに指示することができる。

(a) 通知において指定する期間内に、指定する方法及び様式により、(1)にいう情報又は書類を管理官補に提供すること

(b) 通知において指定する期間内に、指定する方法により、(1)にいう情報又は書類を、物理的形式によるか電子的形式によるかを問わず管理官補に提出すること

(c) (1)にいう書類の謄本又は抄本を作成し、通知において指定する期間内に、指定する方法により、当該書類の謄本又は抄本を管理官補に提出すること

(d) その者が個人である場合は、通知において指定された時及び場所において管理官補の面前に出頭して、情報を口頭又は書面で提供し、かつ、(1)にいう書類を、物理的形式によるか電子的形式によるかを問わず提出すること

(e) その者が法人又は公共団体である場合は、当該団体の関係する権限を有する幹部を、通知において指定された時及び場所において管理官補の面前に出頭させて、情報を口頭又は書面で提供させ、かつ、(1)にいう書類を、物理的形式によるか電子的形式によるかを問わず提出させること

(f) その者がパートナーシップである場合は、当該パートナーシップにおけるパートナーである個人又は当該パートナーシップの従業者を、通知において指定された時及び場所において管理官補の面前に出頭させて、情報を口頭又は書面で提供させ、かつ、(1)にいう書類を、物理的形式によるか電子的形式によるかを問わず提出させること、又は

(g) 通知において指定された期間内に、指定された方法及び様式により、(1)にいう情報又は書類に関して説明する陳述を管理官補に対して行うこと

(3) 管理官補が(2)に基づいて書類を提出するよう何人かに指示し、かつ、その者が当該書類を保管していない場合は、その者は、

(a) 自己の知る限り及び信じる限り、当該書類を発見できる場所を陳述する。また、

(b) 自己の知る限り及び信じる限り、当該書類を保管していた最後の者を特定し、かつ、自己の知る限り及び信じる限り、当該最後の者を発見できる場所を陳述する。

(4) (2)又は(3)に基づいて情報を提供するよう指示された者は、提供する情報が真正、正確かつ完全であることを保証するものとし、かかる者は、提供する情報を真正でない又は誤解を生じさせるものにするその他の情報を認識していない旨の宣言を含め、その旨の明示的な表明を行う。

(5) 本条に基づいて管理官補が行った指示を拒絶し又はそれに従わない者は、犯則者であり、有罪の判決により、5万リングット以下の罰金を科される。

#### 第 114 条 管理官補は書類を保持することができる

- (1) 管理官補は、この部に基づいて取得した書類を、必要と判断する期間保持することができる。
- (2) 書類を提供した者は、実施可能な限り速やかに、当該書類の真正な謄本であると管理官補が認証した謄本の提供を受ける権利を有する。
- (3) 他の成文法の規定に拘らず、書類の認証謄本は、原本であるものとして、証拠として受け入れられる。
- (4) 書類を保持することがもはや必要でないことに管理官補が納得する場合は、管理官補は、実施可能な限り速やかに、当該書類をそれを提供した者に返還することができる。

#### 第 115 条 秘密保持

- (1) 本法の規定により取得された特定の企業又は個人事項に関する秘密情報又は書類を開示し又は使用する者は、犯則者であり、有罪の判決により、50 万リングット以下の罰金を科される。
- (2) (1) の如何なる規定も、次の場合は、情報の開示を妨げるものではない。
  - (a) 当該情報又は書類の取得元である者の同意を得て開示が行われる場合
  - (b) 提供された情報が情報源を確認することができない方法により表現される状況において開示が行われる場合
  - (c) 当該情報が既に公有に属している場合
  - (d) 管理官、副管理官又は管理官補の職務又は権限の遂行の便宜のために開示が行われる場合
  - (e) 本法に基づく手続中に開示が合理的に行われる場合。ただし、当該開示が、それらの手続が係属している管理官、副管理官又は管理官補の指示に反して行われなことを条件とする。又は
  - (f) 本法に基づく違反の捜査に関係して開示が行われる場合
- (3) 本条の適用上、「秘密情報」とは、何人かに属する取引上、事業上若しくは工業上の情報であって、経済的価値を有し、かつ、他人に一般に利用可能でない若しくは知られていないもの又は本法に基づいて秘密とみなされる一切の情報を意味する。

#### 第 116 条 秘匿特権付通信

- (1) 何人も、この部の規定に基づいて、1950 年証拠法[法律第 56 号]第 126 条に従って開示から保護される職業上の法律助言者とその依頼人との間の通信を提出し又は開示するよう要求されることはない。
- (2) 管理官は、第 114 条に基づいて書類を提供するよう法廷弁護士及び事務弁護士に要求することができる。
- (3) (2) に基づいて要求された書類が、法廷弁護士及び事務弁護士としての資格で法廷弁護士及び事務弁護士により、これらの者の代理として又はこれらの者に対して行われた秘匿特権付通信を含む場合は、
  - (a) 法廷弁護士及び事務弁護士は、当該要求に従うことを拒絶する権利を有する。又は
  - (b) 秘匿特権付通信が行われた相手方である者、かかる通信を行った者若しくは代理として

行わせた者又はその者が管財人の管理下にあるか若しくは清算の過程にある法人である場合は、管財人若しくは場合により清算人は、法廷弁護士及び事務弁護士が当該要求に従うべきことに同意することができる。

(4) (3) (b)に拘らず、法廷弁護士及び事務弁護士が要求に従うことを拒絶した場合は、法廷弁護士及び事務弁護士は直ちに、秘匿特権付通信が行われた相手方である者、かかる通信を行った者又は代理として行わせた者の名称及び住所を管理官に書面で提出する。

#### **第 117 条 虚偽の又は誤解を生じさせる情報、証拠又は書類の提出**

管理官補による捜査の過程において、関係する情報、証拠若しくは書類を開示せず若しくは提出しない者又は虚偽である若しくは誤解を生じさせると知っているか若しくは信じる理由を有する情報、証拠若しくは書類を提供する者は、犯則者であり、有罪の判決により、10 万リングット以下の罰金を科される。

#### **第 118 条 記録の破棄、隠匿、切断及び変更**

管理官補を欺くこと又は本法に基づく管理官補による捜査の実施若しくは権限の行使を妨げ、遅延させ若しくは妨害することを意図して保持され又は管理された商品、書類、材料、物品又は物を、

(a) 破棄、隠匿、切断又は変更する者、又は

(b) 送付し若しくは送付しようとする者又は他人と共謀して自己の施設から移動し若しくはマレーシア国外に送付する者は、

犯則者であり、有罪の判決により、10 万リングット以下の罰金を科される。

### 第3章 逮捕、搜索、押収等の権限

#### 第119条 逮捕権限

(1) 管理官補は、第99条から第102条までに基づく違反を犯し又は犯そうと試みていると合理的に信じる者を令状なしに逮捕することができる。

(2) (1)に基づいて逮捕を行う管理官補は、不必要な遅滞なく、逮捕された者を最寄りの警察署に連行するものとし、その後、その者は、現に有効な刑事手続に関する法律に従って処理される。

#### 第120条 施設に立ち入り、検査し、商品等を押収する権限

(1) 管理官補は、合理的なすべての時間に、次の権限を行使することができる。

(a) 管理官補は、本法に基づく違反が犯されたか否かを確認する目的で、商品、書類、材料、物品又は物を検査し、住居のみに使用される施設以外の施設に立ち入ることができる。

(b) 管理官補が本法に基づく違反が犯されたと信じる合理的な理由を有する場合は、管理官補は、検査又はその他により、当該違反が犯されたか否かを確認する目的で、商品、書類、材料、物品又は物を押収し、留置することができる。

(c) 管理官補は、本法に基づく違反の訴訟手続において証拠として必要とされると信じる理由を有する商品、書類、材料、物品又は物を押収し、留置することができる。また、

(d) 管理官補は、本項に基づく自己の権限を行使する目的で、商品、書類、材料、物品又は物を押収することができる。ただし、本法及び本法に基づいて発せられた命令の規定が適正に遵守されることを確保するために合理的に必要である場合に限り及びその範囲において、管理官補は、容器を壊して開け又は自動販売機を開けるようそうする権限を有する者に要求することができ、その者が当該要求に従わない場合は、自らそうすることができる。

(2) 本条に基づく自己の権限の行使として商品、書類、材料、物品又は物を押収する管理官補は、それらの押収を受ける者並びに自動販売機から押収される商品の場合は、その機械に所有者であるとして名称及び住所が記述されている者又は名称及び住所がそのように記述されていない場合は、その機械が設置され若しくは取り付けられている施設の占有者に通知する。

(3) 管理官補が本条に基づく自己の権限の行使として押収した商品、書類、材料、物品又は物が、その性質、寸法又は量により、それらが発見された場所から移動することが実施可能でない場合は、管理官補は、当該商品、書類、材料、物品又は物をそれらが発見された施設又は容器内にあらゆる手段により封印することができる。何人も、適法な権限なしに、当該封印を破壊、改変若しくは損傷し又は当該商品、書類、材料、物品若しくは物を移動し又はそうしようと試みることは違反となる。

#### 第121条 治安判事は搜索令状を発行することができる

(1) 治安判事が、宣誓に基づく書面による情報に基づいて、かつ、必要と判断する調査の後に、何人かが本法に基づく違反を犯したか又は犯していると信じる合理的な理由が存在し、その結果、違反の捜査の実施に必要な証拠又は物を何れかの施設において発見できると認める場合は、治安判事は、令状に名称を記載された管理官補に、補助の有無に拘らず、いつでも当該施設に立ち入り、必要な場合は強制的にかかる証拠又は物を搜索し、押収する権限を

与える令状を発行することができる。

(2) 本条に基づいて施設に立ち入る管理官補は、必要と認めるその他の者及び設備を伴うことができ、かつ、前項に基づく令状により立ち入った施設から離れるときに、当該施設が占有されておらず又は占有者が一時的に不在である場合は、当該施設を発見時と同様に侵入者から有効に保護しておく。

(3) (1)の一般性に影響を及ぼすことなく、治安判事が発行する令状は、犯されたと疑われる違反に関する情報を含み若しくは含むと合理的に疑われ又はその他違反の捜査を実施するために必要な商品、書類、材料、物品又は物の搜索及び押収の権限を与えることができる。

(4) (1)に基づいて搜索を実施する管理官補は、違反の捜査の目的で、施設内又は施設上にいる者を搜索することができる。

(5) (4)に基づいてある者の搜索を行う管理官補は、その者から発見された必要な衣類以外のすべての物及び違反の手段又は証拠であると信じる理由が存在するその他の物を押収し又は所有し、安全に保管することができる、かかる物は、裁判所によるその処分命令まで留置することができる。

(6) その性質、寸法又は量により、本条に基づいて押収された商品、書類、材料、物品又は物を移動することが実施可能でない場合は、押収を行った管理官補は、当該商品、書類、材料、物品又は物が発見された施設又は容器をあらゆる手段により封印する。

(7) 適法な権限なしに、(6)にいう封印を破壊、改変若しくは損傷し又は封印された商品、書類、材料、物品若しくは物を移動し又はそうしようと試みる者は、犯則者であり、有罪の判決により、10万リングット以下の罰金を科される。

## 第122条 搜索は令状なしに行うことができる

受領した情報に基づいて、管理官補が、第121条に基づく搜索令状の取得の遅延により、捜査が悪影響を受けることになり又は侵害若しくは違反が犯されたことの証拠が改変、移動、損傷若しくは破棄される虞があると信じる合理的な理由を有することに管理官補が納得する場合は、管理官補は、施設に立ち入り、当該施設内で、当該施設上で及び当該施設に関して、第121条にいうすべての権限を、同条に基づいて発行された令状により与えられた権限と同様に完全かつ十分な方法により行使することができる。

## 第123条 記録された情報又はコンピュータ化されたデータ等へのアクセス

(1) 第120条、第121条及び第122条に基づく自己の権限を行使する管理官補は、コンピュータに保存されているか否かを問わず、記録された情報又はコンピュータ化若しくはデジタル化されたデータにアクセスすることができる。

(2) 加えて、第120条、第121条及び第122条に基づく自己の権限を行使する管理官補は、  
(a) 当該情報又はデータに関して使用されるか又は使用されたと疑う合理的な理由を有するコンピュータ及び関連する装置又は機材の操作を検査することができる。また、  
(b) 本条の目的で管理官補が必要とする合理的な支援を行うよう次の者に要求することができる。

(i) 管理官補が、その者により又はその代理として、コンピュータが当該情報又はデータに関して使用されるか又はそのように使用されたと疑う合理的な理由を有する者、又は

(ii) 当該情報又はデータに関係するコンピュータ、装置又は機材の操作を担当し又はその他

操作に関係している者

(3) 管理官補は、必要と判断する場合は、記録された情報又はコンピュータ化若しくはデジタル化されたデータを複製し又は抜粋することができる。

(4) 本条の適用上、「アクセス」とは、必要なパスワード、暗号化コード、解読コード、ソフトウェア又はハードウェア並びに記録された情報及びコンピュータ化又はデジタル化されたデータの理解を可能とするために必要とされるその他の手段の提供を受けることを含む。

## 第 124 条 内報

(1) 次の者、すなわち、

(a) 本法に基づいて又は本法の目的で実施中又は実施予定の捜査に関して、管理官補が行動しているか又は行動する予定であると知っており又は疑う理由を有し、かつ、当該捜査又は捜査予定を害する虞がある情報又はその他の事項を他人に開示する者、又は

(b) 管理官補に対して開示が行われたと知っており又は疑う理由を有し、かつ、開示後に実施される可能性がある捜査を害する虞がある情報又はその他の事項を他人に開示する者は、犯則者であり、有罪の判決により、10 万リングット以下の罰金を科される。

(2) (1)の如何なる規定も、法廷弁護士及び事務弁護士又はその従業者が、情報又はその他の事項を次のとおり開示することを違反とするものではない。

(a) 法廷弁護士及び事務弁護士の職業上の雇用の過程において、かつ、その目的で、依頼人に助言を与えることに関して、依頼人又は依頼人の代表者に開示すること、又は

(b) 法的手続を予期して又はそれに関して、かつ、その目的で、何人かに開示すること

(3) (2)は、違法な目的を助長するために開示される情報又はその他の事項に関しては適用されない。

(4) 何人かに対する本条に基づく違反の訴訟手続において、次のことを証明することは抗弁となる。

(a) その者が(1) (b)に基づいて行われた開示が捜査を害する虞があると知らず又は疑わなかったこと、又は

(b) その者が当該開示を行うための適法な権限又は合理的な理由を有していたこと

(5) 管理官補又はその他の者は、本法の施行又は施行予定に関して行動する過程において自己が行う行為に関しては、本条に基づく違反を犯さない。

## 第 125 条 令状は瑕疵に拘らず受け入れられる

本法に基づいて発行された捜索令状は、当該令状又は当該令状の申請における瑕疵、錯誤又は脱漏に拘らず有効かつ執行可能であり、当該令状に基づいて押収された商品、書類、材料、物品又は物は、本法に基づく一切の手続において証拠として受け入れられる。

## 第 126 条 押収商品等の目録

(1) (2)に規定する場合を除いて、商品、書類、材料、物品又は物がこの部に基づいて押収された場合は、押収を行った管理官補は、押収物の目録を実施可能な限り速やかに作成し、かつ、自己が署名した当該目録の写しを、捜索された施設の占有者又はその代理人若しくは使用人に対し、当該施設において直ちに交付する。

(2) 施設が占有されていない場合は、押収を行った管理官補は、可能な限り、押収物の目録

を当該施設に目立つように掲示する。

### 第 127 条 押収商品等の没収

(1) 本法に基づいて付与された権限の行使として押収されたすべての商品、書類、材料、物品又は物は、没収の対象となる。

(2) 本法に基づいて付与された権限の行使として押収された商品、書類、材料、物品又は物に関して訴追を受けた裁判所は、それらの没収又は解放の命令を発するものとし、本法に基づく違反が犯されたこと及び当該商品、書類、材料、物品又は物が当該違反の対象物であり又は当該違反を犯す際に使用されたことが裁判所が納得する程度に証明された場合は、当該違反で有罪判決を受けた者がいないことに拘らず、当該商品、書類、材料、物品又は物の没収命令を発する。

(3) 本法に基づいて付与された権限の行使として押収された商品、書類、材料、物品又は物に関して訴追がなされない場合は、当該商品、書類、材料、物品又は物は、押収の日から 1 歴月の満了時に没収されたものとみなされる。ただし、その日前に、以下に定める方法により、当該商品、書類、材料、物品又は物に対する所有権の主張が行われる場合はこの限りでない。

(4) 自己が当該商品、書類、材料、物品又は物の所有者であること及びそれらが没収の対象とならないことを主張する者は、直接又はその書面で授權された代理人により、それを主張する旨を管理官補に書面で通知することができる。

(5) かかる通知を受領したときは、管理官補は、当該主張を管理官に回付するものとし、管理官は、当該商品、書類、材料、物品若しくは物を解放し若しくは没収すべきことを指示することができる又は当該事件を裁判所に回付して決定を受けるよう管理官補に指示することができる。

(6) 当該事件の回付を受けた裁判所は、自己が商品、書類、材料、物品又は物の所有者であることを主張する者及びそれらの押収を受けた者に裁判所に出頭するよう要求する召喚状を発行するものとし、その者が出頭し又は出頭せず、召喚状の適切な送達が証明されているときは、裁判所は、当該事件の審理に進むものとし、本法に基づく違反が犯されたこと及び当該商品、書類、材料、物品又は物が当該違反の対象物であり又は当該違反を犯す際に使用されたことが証明されたときは、それを没収すべきことを命じるものとし又はかかる証拠がない場合は、それらの解放を命じることができる。

(7) 没収されたか又は没収されたものとみなされるすべての商品、書類、材料、物品又は物は、管理官補に引き渡され、管理官の指示に従って処分される。

### 第 128 条 押収商品等の解放

(1) 商品、書類、材料、物品又は物が本法に基づいて押収された場合において、当該商品、書類、材料、物品又は物が本法に基づく手続の目的で又は他の成文法に基づく訴追の目的で他に必要とされないことに管理官補が納得するときは、押収を行った管理官補は、当該商品、書類、材料、物品又は物を、それに対する権利を適法に有すると決定する者に解放することができる。かかる場合は、押収を行う管理官補及び連邦政府、管理官又は連邦政府若しくは管理官の代理として行動する者の何れも、当該商品、書類、材料、物品又は物の押収及び解放が誠実に行われた場合は、何人による如何なる訴訟手続についても責任を負わない。

(2) (1)に基づいて何らかの物の解放を行う管理官補は、当該解放の事情及び理由を詳細に明

記して書面による記録を作成するものとし、当該解放から7日以内に、当該記録の写しを公訴官に送付する。

### 第129条 腐敗しやすい商品の押収

本法に基づいて付与された権限の行使として押収された商品が腐敗しやすい性質を有する場合又は当該商品の保管が不合理な費用及び不都合を伴う場合は、管理官補はいつでも当該商品を売却することができ、売却の収益は、本条に基づく訴追又は所有権の主張の結果に従うよう確保される。

### 第130条 押収により生じる費用又は損害は回収できない

何人も、本法に基づいて付与された権限の行使として又は行使と称して押収された商品、書類、材料、物品又は物に関する裁判所に対する手続において、当該手続の費用又は損害賠償若しくはその他の救済を受ける権利を有さない。ただし、当該押収が合理的な理由なしに行われた場合はこの限りでない。

### 第131条 妨害

次の者、すなわち、

(a) 管理官補が本法に基づいて又は本法により課された義務若しくは付与された権限の行使としてアクセスする権利を有する施設への管理官補のアクセスを拒絶する者、又は

(b) 管理官補が本法に基づいて又は本法により課された義務若しくは付与された権限の行使として行う権利を有する立入を行う際に管理官補を攻撃し、妨害し、阻害し又は遅延させる者は、

犯則者であり、有罪の判決により、10万リングット以下の罰金を科される。

### 第132条 おとり捜査官の証拠は受け入れられる

(1) これに反する法規範又は本法若しくはその他の成文法の規定に拘らず、おとり捜査官は、何人かによる本法に基づく違反行為を教唆しようと試み又は教唆したことが、かかる者に不利な証拠の確保のみを目的としていた場合は、当該教唆の試み又は教唆のみにより信用に値しないとは推定されない。

(2) これに反する法規範又は本法若しくはその他の成文法の規定に拘らず、本法に基づく違反でその後起訴される者がおとり捜査官に対して行った陳述は、口頭か書面かを問わず、その者の審理において証拠として受け入れられる。

### 第133条 見本の採取

(1) 本法に基づく違反の対象物である商品、書類、材料、物品又は物が同一種類の2以上の包装又は容器内で発見された場合は、反証があるまでは、すべての包装又は容器が同一の性質、数量及び品質を有する商品、書類、材料、物品又は物を含むと推定される。

(2) 本法の規定に反する又はその他押収の対象となる商品、書類、材料、物品又は物を含む包装又は容器が押収された場合は、押収された各包装又は容器の内容物のうち1パーセント又は5以上の見本の何れか少ない方を開封し、検査することのみで十分である。

(3) 裁判所は、包装又は容器に含まれる残りの見本が、検査された見本と同一の性質を有す

ると推定する。

### 第 134 条 違反を審理する管轄権

成文法のこれに反する如何なる規定にも拘らず、セッションズ裁判所は、本法に基づく違反を審理し、かかる違反について完全な刑罰を科す管轄権を有する。

### 第 135 条 訴追の開始

本法に基づく違反についての訴追は、公訴官による場合又はその書面による同意を得た場合を除いて、開始されない。

### 第 136 条 違反の示談

(1) 大臣は、公訴官の承認を得て、次の事項を定める規則を制定することができる。

(a) 示談にすることができる本法及び本法に基づいて制定された規則に基づく違反

(b) 当該違反の示談の基準、及び

(c) 当該違反の示談のための方法及び手続

(2) 管理官は、起訴が開始される前にいつでも、公訴官の書面による同意を得て、示談にすることができる違反として定める違反について、当該違反を犯したと合理的に疑われる者に対し、書面による申出において指定する期間内に、その者が当該違反で有罪判決を受けた場合に科された筈の罰金の上限額の 50 パーセント以下の金額を管理官に支払ったときは当該違反を示談にすることを書面で申し出ることにより、これを示談にすることができる。

(3) (2)に基づく申出は、違反が犯された後であってその訴追が開始される前にいつでも行うことができ、申出において指定された金額が申出において指定された期間又は管理官が認める延長期間内に支払われない場合は、その後いつでも、申出を受けた者に対して、当該違反についての訴追を開始することができる。

(4) (2)に基づいて違反が示談にされた場合は、示談の申出を受けた者に対して、当該違反に関する訴追を開始してはならず、管理官は、管理官が適当と考える条件に従うことを条件として、当該違反に関係して押収された商品、書類、材料、物品又は物を没収し又は返還することができる。

(5) 本条に基づいて管理官が受領したすべての金額は、連邦統合基金に払い込まれ、その一部を構成する。

### 第 137 条 本人は使用人又は代理人の行為の責任を負う

ある者の使用人又は代理人が違反を犯し又は本人により行われたとき若しくは行われなときは本法に基づく違反を構成することになる行為を行い若しくは行為を行わない場合は、本人は、当該違反について知らないことに拘らず、当該違反で有罪とみなされ、当該違反について刑罰を科される。ただし、本人が次のことを証明した場合はこの限りでない。

(a) 申立対象の作為又は不作為が使用人の雇用又は代理人の代理関係の通常範囲内でなかったこと、又は

(b) 申立対象の作為又は不作為が自己の同意又は黙認なしに行われ又は行われなかったこと及び当該作為又は不作為を防止するために、事件の一切の事情を考慮して、自己が払うべきであったすべての注意を払ったこと

### 第 138 条 法人が犯した違反

(1) 法人が本法に基づく違反を犯した場合は、当該違反が犯された時点で当該法人の取締役、最高経営責任者、最高執行責任者、管理職、秘書若しくはその他類似の幹部であったか若しくはかかる資格で行動するとされていた者又は何らかの方法により若しくは何らかの範囲において当該法人の何れかの業務の管理について責任を負っていたか若しくはかかる管理を補助していた者は、

(a) 当該法人と同一の手続において連帯して起訴される可能性がある。また、

(b) 当該法人が当該違反で有罪となった場合は、当該違反で有罪とみなされる。ただし、当該資格におけるその者の職務の性質及び一切の事情を考慮して、その者が次のことを証明した場合はこの限りでない。

(i) 自己の知識、同意又は黙認なしに当該違反が犯されたこと、及び

(ii) 当該違反行為を防止するために、合理的なすべての予防措置をとっており、相当の注意を払っていること

(2) 本法に基づいて、自己の作為、不作為、懈怠又は不履行について刑罰又は罰金を科されることになる者は、当該作為、不作為、懈怠又は不履行が次に該当する場合は、すべての当該作為、不作為、懈怠又は不履行についてその者の従業者若しくは代理人又は代理人の従業者と同一の刑罰又は罰金を科される。

(a) その者の従業者により、雇用の過程においてなされたこと

(b) 代理人により、その者の代理として行動するときになされたこと、又は

(c) 代理人の従業者により、代理人による雇用の過程において又はその他その者の代理として行動する代理人の代理としてなされたこと

### 第 139 条 管理官、副管理官、管理官補又はその他の者の保護

裁判所における訴訟、訴追又はその他の手続は、

(a) 管理官、副管理官、管理官補又はその他の者に対して、本法を施行するために命じられ又は行われた行為に関して、及び

(b) その他の者に対して、管理官の命令、指示又は指図に基づいてその者が行ったか又は行われたとされる行為に関して、

提起し、開始し又は維持してはならない。ただし、当該行為が、誠実に、かつ、それが果たす予定の目的に必要なであると合理的に信じて行われた場合に限る。

## 第 XVII 部 裁判所における法的手続、費用及び証拠

### 第 140 条 登録官に対する裁判所への申請書の送達

(1) 上訴裁判所又は連邦裁判所への上訴を含め、登録出願又は登録商標に関する裁判所へのすべての申請書の写しは、裁判所への申請の当事者が、所定の期間内に、登録官が決定する方法により登録官に提出するものとするが、当事者として登録官の名称を記載する必要はない。

(2) (1)に基づく申請書を受領したときは、登録官は、裁判所の更なる条件、指示、指図、命令又は判決に従うことを条件として、登録官が適当と判断するように商標の出願又は登録の地位を変更することができる。

(3) (1)に基づいて提出された申請の完了時に裁判所により発せられた命令又は判決は、登録官が決定する方法により登録官に提出する。

(4) 登録官は、(3)に基づいて、裁判所の命令又は判決に従い、かつ、これを執行する。

(5) 登録官は、裁判所の命令を執行するときに公表を行うべきと判断する場合は、これを知的所有権公報に公告することができる。

### 第 141 条 登録簿に関係する手続における登録官の出頭

(1) 裁判所に対する

(a) 商標登録の取消

(b) 商標登録の無効の宣言、又は

(c) 登録簿の訂正

の申請を含む法的手続において、登録官は、出頭し、聴聞を受ける権利を有し、かつ、裁判所が指示する場合は出頭する。

(2) 裁判所の別段の指示がない限り、登録官は、出頭し、聴聞を受ける代わりに、問題となっている事項に関する自己に対する手続、当該事項に影響を及ぼす自己が行った決定の理由、類似の事例における局の慣行又はその他適当と考える当該問題に関係する事項であって登録官としての自己の知識内にあるものについての詳細を述べた自己が署名した陳述書を裁判所に提出することができ、当該陳述書は、手続における証拠の一部を構成するものとみなされる。

### 第 142 条 裁判所に対する手続の費用

裁判所に対するすべての手続において、裁判所は、その裁量により、合理的と判断する費用を、登録官を含む何れかの当事者に裁定することができる。ただし、登録官は、他の何れの当事者の費用も支払うよう命じられることはない。

### 第 143 条 有効性の証明書

法的手続において登録商標の有効性が争点となり、登録所有者に有利な決定がなされた場合は、裁判所は、その旨を証明することができる。そのように証明された場合において、後の法的手続において登録の有効性が争点となり、登録所有者が自己に有利な最終命令又は判決を得たときは、登録所有者は、事務弁護士と依頼人との間の一切の費用、料金及び経費を受ける。ただし、当該後の手続において、裁判所が登録所有者はそれらを受けるべきでないこ

とを証明した場合はこの限りでない。

#### 第 144 条 登録官が認証した謄本の証拠価値

商標局に提出された様式又は書類の謄本又は抄本であつて、登録官が署名し、捺印した真正な謄本又は抄本であると登録官が認証したものは、原本と同等の有効性を有するものとして、一切の手續において証拠として受け入れられる。

#### 第 145 条 書類の有印謄本は証拠となる

(1) 登録簿の印刷された又は手書きの謄本又は抄本であつて、登録官が認証したとされ、その印章が捺印されているものは、更なる証拠又は原本の提出なしに、裁判所に対する一切の手續において証拠として受け入れられる。

(2) 登録通知又は登録証は、更なる証拠又は原本の提出なしに、裁判所に対する一切の手續において証拠として受け入れられる。

(3) 登録官が行う権限を有する行為であつて、登録官が行ったか又は行っていないものに関する登録官が署名したとされる証明書は、裁判所に対する一切の手續において、登録官が当該行為を行ったこと又は行っていないことの一応の証拠となるものとする。

(4) 公社が雇用している者は何人も、次のものを提出する目的で裁判所に出頭するよう要求されることはない。

(a) 本法の規定に基づいて取得することができる商標出願又は登録商標に関する書類、又は

(b) 秘密として定める書類であつて、本法に従つて公衆の閲覧に供されず又は第三者の利用に供されないもの

#### 第 146 条 登録官が認証した電子情報等は証拠として受け入れられる

何らかの様式、情報又は書類、何らかの様式、情報又は書類の謄本又は抄本であつて、登録官に電子提出され又は登録官が電子交付したものは、本法に基づいて要求される登録官に提出又は送信された様式、情報又は書類の真正な抜粋であるものとし、当該様式、情報、書類、謄本又は抄本に明記されている事項の一応の証拠となるものとする。

#### 第 147 条 大臣は商標に係る外国の書類が証拠として受け入れられる旨を宣言することができる

(1) 次の場合は、大臣は、官報で公布される命令により、裁判所に対する一切の手續において、外国の書類又は書類の種類が証拠として受け入れられる旨を宣言することができる。

(a) 当該書類に権限ある職員若しくは外国政府の印章が捺印されており、当該印章が当該外国において登録され若しくはその他承認された商標に係るものであるか又はかかる印章が存在しない場合は、当該書類はそこに記載されている事項の証拠である旨の権限ある職員が署名した証明書が添付されている場合、かつ、

(b) 当該外国又はその一部が当該書類の受け入れ可能性に関してマレーシア政府と相互主義に基づく協定を締結している場合

(2) 本条の適用上、

(a) 「権限ある職員」とは、商標に関する外国において有効な成文法に基づいて商標の登録簿又はその他の記録を備え、管理する権限を当該外国政府により与えられた者又は当局を意

味する。

(b) 「書類」とは、次のものを意味する。

(i) 商標に関する外国において有効な成文法に基づいて当該外国において備えられ、管理される商標の抜粋又はその他の記録の印刷又は手書きの写し、又は

(ii) 外国において商標として登録され又はその他承認された商標に関する何らかの事項又は行為に係るその他の書類

(c) 「商標」とは、次のもの又は次のものの結合、すなわち、文字、語、名称、署名、数字、図案、ブランド、標題、ラベル、下げ札、商品又はその包装の形状、色彩(単一の色彩であるか色彩の結合であるかを問わない)、音、香り、ホログラム、位置、一連の動きを含む標識であって、商品又はサービスと所有者又はライセンシーとして商標を(外国において)使用する権利を有する者との間の業としての関係を、その者の身元の表示の有無に拘らず、表示する目的で又は表示するように、当該商品又はサービスに関して使用されるか又は使用される予定であり、かつ、(商標に関する当該外国において有効な成文法に基づいて)当該外国により商標として登録され又はその他承認されているものを意味する。ただし、当該外国と他の外国との間の相互主義に基づく協定により、当該外国において登録され又はその他承認された当該他の外国の商標を含まない。

(3) 疑義を避けるために、本条は、本法に基づく登録の目的で外国の商標を承認すると解釈されてはならず、裁判所に対する一切の手續において外国の書類を証拠として受け入れる可能性についてのみ言及すると解釈される。

## 第 XVIII 部 雑則及び総則

### 第 148 条 知的所有権公報

- (1) 登録官は、知的所有権公報を発行するものとし、これには、次の事項が記載される。
  - (a) 本法に基づいて公告することを要求される商標に関するすべての事項、及び
  - (b) 登録官が必要と判断する商標に関するその他の情報又は事項
- (2) 知的所有権公報は、所定の手数料の納付により公衆の利用に供される。
- (3) 知的所有権公報への公告は、本法に基づいて公告することを要求される事項の十分な通知を構成する。
- (4) 知的所有権公報の写しは、提出されたときは、当該写しがあるように発行されたことの更なる証拠を提出することなしに、法的手続において証拠として受け入れられる。
- (5) 知的所有権公報の写しは、そこに記述されている事実の一応の証拠となるものとする。
- (6) 知的所有権公報が 2 以上の形式により発行された場合は、知的所有権公報の発行日は、知的所有権公報が何れかの形式により最初に発行された日であるものとみなされる。

### 第 149 条 電子提出

- (1) 登録官は、本法により登録官に提出することを要求される書類の電子提出サービスを提供することができる。
- (2) 本条に基づいて電子提出された書類は、当該書類が登録官が決定する方法により登録官に通信又は送信された場合は、提出の要件を充足したものとみなされる。
- (3) 押印し、署名し又は捺印することを要求される書類は、当該書類が電子提出される場合は、真正な謄本であるとの認証を受け又は登録官が決定する方法により証明を受ける。
- (4) 本法に基づいて署名し、証明することを要求される書類が電子提出される場合は、署名証明の要件は適用されない。
- (5) 書類が登録官に電子提出された場合は、登録官は、性質の如何を問わず又は如何にして生じたかを問わず、(1)にいうサービスに基づいて何人かが取得した書類に含まれる誤り又は脱漏により何人が被る如何なる損失又は損害についても責任を負わない。ただし、かかる誤り又は脱漏が当該サービス若しくは当該サービスの提供に使用される設備の欠陥若しくは故障の結果として又は登録官が知ることなく発生し又は生じた場合に限る。

### 第 150 条 書類の電子交付

登録官は、本法に基づいて登録官が交付すべき書類を、電子的手段により交付することができる。

### 第 151 条 送達宛先

- (1) 本法の適用上、出願人、商標登録に異議を申し立てる者又は登録官に対する手続に関係するその他の者であって、主としてマレーシアにおいて居住し又は事業を営んでいる者のマレーシアにおける送達宛先は、登録官が決定する様式により、登録官に提出する。
- (2) (1)に基づいて登録官に提出された宛先は、登録官の記録又は登録簿に記入され、登録官に対するすべての手続のために、(1)に基づくその者の送達宛先であるものとみなされる。
- (3) 送達宛先は、所定の期間内に、登録官が決定する様式により登録官に通知することによ

り変更することができ、当該変更は、登録官の記録又は登録簿に記入される。

(4) 所定の手数料の納付とともに、(3)にいう変更請求を受領したときは、登録官は、(1)に基づくその者の送達宛先を変更するものとし、当該変更は、その者の登録出願又は登録商標の一部又は全部に影響を及ぼす可能性がある。

(5) (1)にいう送達宛先が提出されない場合は、登録官は、商標の出願又は登録の手続を進めることを拒絶することができる。

(6) (1)にいう者がマレーシアにおいて居住せず、事業も営んでいない場合は、その者は、所定の方法により、自己のために行動する登録商標代理人を選任し、授権する。

(7) (1)にいう者が自己のために行動する登録商標代理人を選任し、授権した場合は、登録官の記録又は登録簿に記入される登録商標代理人の送達宛先は、登録官に対するすべての手続のために、(1)に基づくその者の送達宛先であるものとみなされる。

### 第 152 条 書類の補正を認める登録官の権限

(1) 登録官は、誤記の補正を目的とするか明白な錯誤の補正を目的とするかを問わず、所定の手数料の納付とともに、登録官が決定する様式により申請があったときは、正当と考える費用に関する条件で、次のものの補正を認めることができる。

(a) 商標登録願書

(b) 異議申立書

(c) 答弁書、又は

(d) 登録官が適当と考える書類

(2) (1)に基づいて申請された補正は、当該補正が次の事項に実質的に影響を及ぼすことになる場合は、本条に基づいて許可されない。

(a) 補正前の願書に明記された又は既存の商標登録により与えられた権利を如何なる形でも拡張しない商標の同一性、又は

(b) 商標局に提出された書類の内容

### 第 153 条 期間の延長を認める登録官の権限

(1) 本法により、ある行為又は事柄を行うべき期間が定められている場合は、登録官は、別段の明示的な規定又は裁判所の指示がない限り、登録官が決定する様式により申請があり、所定の手数料の納付があったときは、期間満了の前又は後に、当該期間を延長することができる。

(2) (3)に基づく事情に該当する場合を除き、(1)は、第 26 条、第 27 条及び第 28 条には適用されない。

(3) 商標登録出願に関して又は本法に基づく手続(裁判所における手続を除く)において一定の期間内に行うことを要求される行為が、

(a) 本人又はその登録商標代理人による過失又は不作為

(b) 本人の又はその登録商標代理人による制御を超えた事情、又は

(c) 商標局における過失又は行為

により、その期間内に行われなかった場合は、登録官は、当該行為を行うための期間を延長することができる。

(4) (3)に基づく行為を行うのに必要な期間は、当該期間が満了していても延長することがで

きる。

#### 第 154 条 証拠提出の方法

(1) 第 105 条(1)の適用上、登録官に対するすべての手続において、証拠は、別段の指示がない場合は、法定宣言書により提出する。ただし、登録官は、相当と考える場合は、宣言書による証拠の代わりに又はこれに加えて、口頭で証拠を取得することができる。

(2) かかる法定宣言書は、上訴の場合は、裁判所に対して宣誓供述書による証拠の代わりに使用することができる。ただし、そのように使用される場合は、法定宣言書は、宣誓供述書による証拠の一切の付随事項及び結果を有する。

(3) 商標に関する訴訟又は手続において、登録官又は場合により裁判所は、関係する取引慣行の証拠又は問題のサービスの提供における業務慣行の証拠及び他人が適法に使用する関係商標、商号若しくは事業の名称又は外装の証拠を受け入れる。

#### 第 155 条 裁量権の行使

本法により登録官に裁量権が与えられている場合は、登録官は、所定の期間内にそうすることを適正に要求されたときは、出願人に聴聞を受ける機会を与えることなく、当該商標登録出願人又は登録所有者にとって不利に裁量権を行使してはならない。

#### 第 156 条 書類を秘密として取り扱う登録官の権限

(1) 規則に従って、登録官は、次のことを行うことができる。

(a) 商標に関して提出されたか又は提出される書類中の特定の情報を商標局において秘密として保持するよう要求すること

(b) 特定の条件又は制限に従うことを条件としてかかる要求を課すること、及び

(c) かかる要求、条件又は制限を変更し、又は取り消すこと

(2) 本条の適用上、要求、条件又は制限を課し、変更し又は取り消すことに関する手続は、所定のとおりとする。

#### 第 157 条 記入の新分類への適合

(1) 登録官は、所定の新分類に従うように登録簿の既存の記入の修正を行うことを含め、商標登録を目的とする商品又はサービスの分類の修正又は置換の実施を必要と判断することができる。

(2) (1)に基づいて行われる修正は、登録により付与された権利を拡張してはならない。ただし、この要件の遵守が過度の複雑性を伴い、かつ、拡張が実質的なものでなく、何人の権利にも悪影響を及ぼさないと登録官が認める場合を除く。

(3) 登録官は、次のことを行うことができる。

(a) 所定の期間内に、登録簿の修正の提案を提出するよう登録所有者に要求すること、及び

(b) 登録官が特定する関係する商品若しくはサービスを取り消し又はそうしない場合は、商標登録の更新を拒絶すること

(4) (3) (a)に基づいて行われた提案は、知的所有権公報に公告されるものとし、第 35 条に従ってこれに異議を申し立てることができる。

### 第 158 条 登録官により裁定された費用

(1) 登録官に対するすべての手続において、登録官は、費用の査定を含め、合理的と判断する費用を何れかの当事者に裁定し、それらを何れの当事者がどのように支払うべきかを指示する権限を有する。かかる命令は、裁判所の許可により、同趣旨の裁判所の判決又は命令と同一の方法により執行することができる。

(2) 登録官に対する手続の当事者であって、費用を取得し又は費用を査定させようとする者は、所定の方法により登録官に申請する。

(3) (1)に基づいて登録官により裁定された費用は、支払われない場合は、費用負担する者が費用弁済を受ける者に支払うべき債務として、管轄権を有する裁判所において回収することができる。

### 第 159 条 登録されていない商標

(1) 何人も、登録されていない商標の侵害を防止し又はそれに対して損害賠償を受けるために訴訟を提起する権利を有さない。

(2) (1)に拘らず、本法の如何なる規定も、商品若しくはサービスを他人の商品若しくはサービスと偽って通用させている者に対する訴権又は当該商品若しくはサービスに関する救済に影響を及ぼすものとはみなされない。

### 第 160 条 登録官による指針又は実施指示

(1) 登録官は、何らかの事項に関する指針又は実施指示を発することができる。

(2) 本条に基づいて登録官が発した指針又は実施指示は、知的所有権公報に公告されるものとし、当該指針又は指示に定める日から効力を有する。

(3) 本法の規定に定める者は、指針及び実施指示に従う。

(4) 登録官は、指針又は実施指示を変更し、見直し又は取り消すことができる。

(5) (4)に従うことを条件として、(2)及び(3)に規定する手続は、指針又は実施指示の変更、見直し又は取消に関して適用される。

(6) 登録官の指針又は実施指示に従わない何れかの者、出願人又は登録所有者は、当該指針又は実施指示がかかる者、出願人又は登録所有者に適用される場合は、

(a) 登録官が要求する要件を満たさなかったものとみなされ、それにより出願又は申請は取り下げられ、失効し、拒絶され、取り消され又は登録官が決定するとおりとなる。又は

(b) 犯則者であり、有罪の判決により、1万リングット以下の罰金を科される。

### 第 161 条 附則を改正する権限

(1) 大臣は、官報で公布される命令により、附則 1 及び附則 2 を改正することができる。

(2) 大臣は、附則 1 又は附則 2 の改正を行う前に、

(a) 改正を行う意思の通知及び改正案を知的所有権公報に公告する。

(b) 当該改正案に関して団体の構成員、所轄機関又は公衆が意見を提出することができるように、通知日から少なくとも 30 日を与える。また、

(c) 提出された意見を十分に考慮する。

## 第 162 条 規則を制定する権限

- (1) 本法の規定に従うことを条件として、大臣は、本法の規定を施行するための規則を制定することができる。
- (2) (1)の一般性を害することなく、特に、当該規則は、次の目的の全部又は一部を規定することができる。
- (a) 書類の送達を含む本法に基づく実務(裁判所に対する手続又はそれに関係する手続に関する実務を除く)を規制すること
  - (b) 商標登録の目的で商品又はサービスを分類すること
  - (c) 登録商標の更新を含め、商標登録に関するすべての事項を規定すること
  - (d) 登録商標の変更若しくは自発的取消、登録の取消若しくは無効又は登録簿の訂正に関するすべての事項を規定すること
  - (e) 大臣が適当と考える方法により商標の抜粋及び記録又は登録簿からのその他の書類の写しを公開し、かつ、販売又は頒布することを確保し、規制すること
  - (f) 本法に基づく事項又は事柄について納付すべき手数料を定めること
  - (g) 登録商標代理人に関するすべての事項を規制すること
  - (h) 1 の出願に 2 以上の類に亘る商品又はサービスを列挙した登録に関する事項を規制すること
  - (i) 登録出願又は登録商標の分割に関するすべての事項を規制すること
  - (j) 登録出願又は登録商標の併合に関するすべての事項を規制すること
  - (k) 証明標章及び団体標章に関するすべての事項を規制すること
  - (l) 連続商標に関するすべての事項を規制すること
  - (m) 本法に特に定められているか否かを問わず、ただし、本法の何れの規定にも違反しないように、商標局において実施される商標に関する業務に関する事項を一般的に規制すること
  - (n) 商標が周知であり、パリ条約第 6 条の 2 及び TRIPS 協定第 16 条に規定された要件を満たしているか否かを決定する際の事項を規制すること
  - (o) 商標を商品又はサービスに対して又は関して適用する方法を含め、商標の使用を規制すること
  - (p) インターネット上の商標の使用に関する事項を規制すること
  - (q) 取消の方法及び効果並びに登録商標における権利を有する他人の利益の保護を規定すること
  - (r) 国境措置に関するすべての事項を規制すること
  - (s) 記録又は登録簿に記入すべき項目、詳細又は事項を定めること、並びに
  - (t) 裁判所規則の規定に従うことを条件として、訴訟を開始するための期間に関する登録官の決定に従って裁判所においてなされる上訴に関するすべての事項又は当該期間の延長申請を行う方法を定めること
- (3) 本法の規定に従うことを条件として、1964 年司法裁判所法に基づいて設置された規則委員会は、裁判所に対する手続又はそれに関係する手続に関する実務及び手続並びに手続の費用を規制する裁判所規則を制定することができる。

## 第 163 条 登録官に対する上訴

司法審査に関する成文法の規定に拘らず、次の事項に関する登録官の決定により不利益を被る者は、裁判所に上訴することができる。

- (a) 第 29 条(8)に基づく出願の審査に関する登録官の決定
- (b) 第 33 条に基づく商標登録出願の補正を認めない登録官の決定
- (c) 第 35 条(10)に基づく異議申立手続に関する登録官の決定
- (d) 第 42 条に基づく登録商標の変更を認めない登録官の決定
- (e) 第 43 条に基づく登録簿の訂正を認めない登録官の決定
- (f) 第 45 条(4)に基づく登録官による登録の取消に関する決定
- (g) 第 65 条に基づく登録商標に影響を及ぼす取引の登録に関する登録官の決定
- (h) 第 67 条に基づく財産権の対象としての商標登録出願に関する登録官の決定
- (i) 第 97 条に基づく商標代理人の登録に関する登録官の決定
- (j) 第 152 条に基づく書類の補正を認めない登録官の決定、及び
- (k) 附則 1 及び附則 2 の 6. に基づく登録官の決定

## 第 XIX 部 廃止，適用除外及び経過規定

### 第 1 章 廃止及び適用除外

#### 第 164 条 廃止及び適用除外

- (1) 1976 年商標法は廃止される。
- (2) (1)に基づく法律の廃止に拘らず，
  - (a) 廃止法に基づいて行われた選任は，引き続き有効であり，本法に基づいて行われたものとして効力を有する。
  - (b) 廃止法に基づいて行われ又は発せられたすべての決定，指示及び通知は，当該決定，指示及び通知が本法に違反しない範囲において，当該決定，指示及び通知が取り消され又は修正されるまで引き続き有効である。
  - (c) 本法の施行直前に廃止法に基づいて行われ，とられ又は開始された調査，審理及び手続は，本法の施行時に，廃止法が本法により廃止されていないものとして処理される。また，
  - (d) 廃止法又は本法の如何なる規定も，本法の施行前に廃止された法律に基づいて犯された違反について訴追若しくは処罰を受ける者の責任又はその日前に当該違反に関して提起された訴訟手続，下された判決若しくはとられた措置に影響を及ぼすものではない。

## 第2章 商標に関する経過規定

### 第165条 解釈

- (1) 廃止に拘らず、次の各項が適用される。
- (2) 本章において、「既存の登録標章」とは、本法の施行直前に廃止法に基づいて登録された商標、証明商標又は防護商標を意味する。
- (3) 本章の適用上、
  - (a) 出願は、本法の施行前に行われたが最終決定されていない場合は、本法の施行時に係属しているものとして取り扱われる。
  - (b) 出願が行われた日は、廃止法に基づく出願日であるものとみなされる。

### 第166条 既存の登録標章

- (1) 廃止法に基づいて登録簿に保持された既存の登録標章は、この部の規定に従うことを条件として、本法の適用上、登録商標とする。
- (2) 廃止法に基づいて備えられた登録簿に証明商標として登録された既存の登録標章は、本法の適用上、登録証明標章とする。
- (3) 廃止法に基づいて備えられた登録簿に連続商標として登録された既存の登録標章は、本法の適用上、本法に基づいて備えられる登録簿に同様に登録される。
- (4) 既存の登録標章が他の標章と連合する旨の表示は、本法の施行時に効力を失う。
- (5) 本法の施行直前に既存の登録標章に関して廃止法に基づいて登録簿に記入されていた条件、権利の部分放棄又は制限は、本法に基づいて備えられる登録簿に組み込まれ、本法第36条に従って登録簿に記入されたものとして効力を有する。
- (6) 本法第37条及び第38条は、本法の施行時に廃止法に基づく既存の登録標章に関して適用することができる。

### 第167条 侵害に関する登録の効果

- (1) 本法第48条、第49条、第50条、第51条及び第54条は、本法の施行時から既存の登録標章に関して適用され、本法第56条は、(2)に従うことを条件として、本法の施行後に犯された既存の登録標章の侵害に関して適用される。
- (2) 廃止法第38条及び第51条は、本法の施行前に犯された侵害に関して引き続き適用される。

### 第168条 侵害する商品、材料又は物品

本法第59条は、命令の申請が本法の施行前に行われたか施行後に行われたかを問わず、侵害する商品、材料又は物品に適用される。

### 第169条 ライセンシー又は許諾使用者の権利及び救済

- (1) 本法第70条は、本法の施行前に許諾されたライセンスに、本法の施行後に犯された侵害に関してのみ適用される。
- (2) 本法附則2の9.(2)は、本法の施行後に犯された侵害に関してのみ適用される。

### 第 170 条 登録標章の共同所有

- (1) 本法第 63 条は、2 以上の者が本法の施行直前に共有者として登録されていた既存の登録標章に本法の施行時から適用される。
- (2) 2 以上の者が廃止法第 21 条に基づく共有者として登録されている場合は、本法が制定されていないものとして引き続き存在する。

### 第 171 条 登録標章の譲渡等

- (1) 本法第 64 条は、既存の登録標章に関して本法の施行後に行われた取引に適用され、廃止法は、本法の施行前に行われた取引に関して引き続き適用される。
- (2) 廃止法第 47 条に基づく既存の記入は、本法の施行時に本法に基づいて備えられる登録簿に移転され、本法第 65 条に基づいて行われたものとして効力を有する。
- (3) 廃止法第 47 条に基づく登録申請であって、本法の施行時に登録官に係属しているもの又は本法の施行前に登録官により決定されたが最終決定されていないものは、本法第 65 条及び第 67 条に基づく登録申請として取り扱われ、相応に手続を進められる。
- (4) (3)の適用上、登録官は、本法の要件に適合するようにその申請を補正するよう申請人に要求することができ、(2)は、結果として生じる登録簿への記入に関して適用される。
- (5) 本法の施行前に、ある者が譲渡又は移転により既存の登録標章に対する権利を取得したが、自己の権利を登録していない場合は、本法の施行後の登録申請は、本法第 64 条に基づいて行う。
- (6) (3)及び(5)の適用上、廃止法第 47 条(3)は、登録しないことの結果に関して引き続き適用される。

### 第 172 条 登録標章のライセンス許諾

- (1) 本法第 69 条は、本法の施行後に許諾されたライセンスに関してのみ適用され、廃止法は、本法の施行前に許諾されたライセンスに関して、当該ライセンスの期間満了まで引き続き適用される。
- (2) 廃止法第 48 条に基づく既存の記入は、本法の施行時に本法に基づいて備えられる登録簿に移転され、本法第 65 条に基づいて行われたものとして効力を有する。
- (3) 登録使用者としての登録申請であって、本法の施行時に登録官に係属しているもの又は本法の施行前に登録官により決定されたが最終決定されていないものは、本法第 65 条又は第 67 条に基づくライセンスの登録申請として取り扱われ、相応に手続を進められる。
- (4) 登録官は、本法の要件に適合するようにその申請を補正するよう申請人に要求することができ、(2)は、結果として生じる登録簿への記入に関して適用される。
- (5) 廃止法第 49 条(1)に基づく本法の施行時に係属中の手続は、廃止法に基づいて処理され、本法に基づく登録簿に必要な変更が行われる。

### 第 173 条 係属中の登録出願

- (1) 本法の施行時に係属している廃止法に基づく標章の登録出願は、次の各項に従うことを条件として、廃止法に基づいて処理される。登録された場合は、当該標章は、本条の適用上、既存の登録標章として取り扱われる。
- (2) 廃止法第 22 条は、本法の施行後は、登録出願のために考慮されない。

(3) 本法第 34 条及び第 35 条は、本法の施行時に未公告で係属している廃止法に基づく標章の登録出願に適用される。

(4) 本法第 32 条、第 33 条及び第 155 条は、本法の施行時に未登録で係属している廃止法に基づく標章の登録出願に適用される。

(5) 本法第 37 条又は第 38 条は、本法の施行時に未登録で係属している廃止法に基づく標章の登録出願に関して適用することができる。

#### **第 174 条 係属中の出願の変更**

(1) 本法の施行前に廃止法に基づいて審査されていない係属中の登録出願の場合は、出願人は、登録官に対し、標章の登録可能性を本法の規定に従って決定させるよう主張する通知を行うことができる。

(2) 当該通知は、本法の施行日から 2 月以内に、所定の手数料の納付とともに、登録官が決定する様式により提出する。

(3) (2)に基づいて提出された通知は、取り消すことができず、当該出願が、本法の施行後に登録出願が行われたものとして取り扱われるという効果を有する。

#### **第 175 条 旧分類に従って登録された商標**

(1) 登録官は、本法第 19 条に定める分類体系に適合しない既存の登録標章を当該体系に適合させることを確保するために、本法第 162 条に基づく規則により付与された権限を行使することができる。

(2) (1)は、1997 年商標規則[P. U. (A) 460/1997]附則 3 に定める分類に従って分類された既存の登録標章に適用される。

#### **第 176 条 条約出願の優先権の主張**

(1) 本法の施行前に、ある者が条約国において商標の保護出願を適正にした場合は、本法第 26 条、第 27 条又は第 28 条は、本法の施行後に行われた本法に基づく登録出願に適用される。

(2) 本条の如何なる規定も、本法の施行前に行われた廃止法に基づく登録出願に関する手続に影響を及ぼすものではない。

#### **第 177 条 登録の存続期間及び更新**

(1) 本法第 39 条(1)は、本法の施行後に行われた出願に従う商標登録に関して適用され、廃止された法令は、本法の施行前に登録された商標に関して引き続き適用される。

(2) 本法第 39 条(2)及び第 40 条は、廃止法に基づく既存の登録標章の更新期日が本法の施行以後に到来する場合に適用され、廃止法は、その更新期日が本法の施行以後に到来しない既存の登録標章について引き続き適用される。

(3) (2)の適用上、本法に基づく更新手数料は、当該手数料が本法の施行前に納付されていることに拘らず適用される。

#### **第 178 条 係属中の登録標章の変更申請**

本法の施行時に係属している廃止法第 44 条に基づく申請は、廃止法に基づいて処理され、本法にいう登録簿に必要な変更が行われる。

### **第 179 条 不使用による取消**

- (1) 本法の施行時に係属している廃止法第 46 条に基づく申請は，廃止法に基づいて処理され，本法にいう登録簿に必要な変更が行われる。
- (2) 本法第 46 条に基づく申請は，本法の施行後に既存の登録標章に関して行うことができる。
- (3) (2)に拘らず，廃止法第 57 条に基づいて登録された既存の登録標章の登録の取消申請は，本法の施行から 5 年後でなければ行うことができない。

### **第 180 条 更正等の申請**

- (1) 本法の施行時に係属している廃止法第 43 条又は第 45 条に基づく申請は，廃止法に基づいて処理され，本法にいう登録簿に必要な変更が行われる。
- (2) 既存の登録標章に関して適用される本法第 47 条に基づく手続の目的で，本法の規定は，重要なすべての時点で有効であったものとみなされる。ただし，本法第 24 条(3)に定める理由により既存の登録標章の登録の有効性に異議を申し立てることはできない。

### **第 181 条 証明標章の使用に関する規約**

- (1) 廃止法第 56 条に従って中央商標局に寄託された既存の登録証明商標の使用を規制する規約は，本法の施行後は，本法附則 2 に従って提出されたものとして取り扱われる。
- (2) 本法の施行時に係属していた規約の補正請求は，本法に従って処理される。

### **第 182 条 代理人**

- (1) 本法の施行前に廃止法に基づいて申請された代理人の登録は，引き続き有効であり，本法第 97 条に基づいて行われたものとして効力を有する。登録された場合は，当該代理人は，本法に基づく登録商標代理人として取り扱われる。
- (2) 本法に基づく商標代理人の登録更新の要件は，廃止法に基づいて取得された代理人の登録に適用される。

### **第 183 条 経過的事項に関する指針等**

登録官は，本法の施行前に有効であった事項を，本法に適合させる方法により処理することを規定する指針又は実施指示を発することができる。

## 附則1 [第72条] 団体標章

### 1. 解釈

本附則において、

「団体」とは、その設立に係る法律に従って適正に登録されたが、会社に関する法律に従って設立されていない組織を意味し、適切に設立されたクラブ、労働組合及び協会を含む。

### 2. 団体標章を構成することができる標識

団体標章に関して、第3条に基づく商標の定義におけるある事業の商品又はサービスを他の事業の商品又はサービスから識別することに関する言及は、団体標章の所有者である団体の構成員の商品又はサービスを他の事業の商品又はサービスから識別することへの言及と解釈される。

### 3. 地理的表示から成る団体標章

(1) 第23条(1)(c)、(4)(a)及び(b)に拘らず、地理的表示から成る団体標章は、次の拒絶理由に従うことを条件として、商品又はサービスの原産地を指定するために、団体標章として登録することができる。

(a) 複合語の個々の用語であって、マレーシアにおける商品又はサービスの普通名称と同一のものを含み、それらの商品又はサービスに関して団体標章の登録が求められている場合

(b) 植物品種又は動物種の名称を含むこと

(c) 当該商品又はサービスが5.(3)(a)に示す国、地域又は地方を原産地としないこと

(d) 当該商品又はサービスに関する団体標章の使用が、真の原産地に関して公衆に誤解を生じさせる性質を有すること、又は

(e) 当該地理的表示が、2000年地理的表示法に基づいて登録された先の地理的表示と同一又は類似であり、かつ、同一の原産地を有することを理由として、公衆において混同の虞が存在する場合

(2) (1)に基づく団体標章の登録所有者は、地理的名称を使用する権利を有する者による場合を含め、工業上又は商業上の事項における誠実な慣行に従う原産地の標識又は表示の使用を禁止する権利を有さない。ただし、当該使用が、登録簿に明記された地理的領域において活動を実施する者によるものであり、登録簿に明記された品質、名声又は特徴に従う登録簿に明記された商品又はサービスに関するものであることを条件とする。

### 4. 団体標章は特徴又は意味に関して誤解を生じさせないこと

(1) 団体標章は、公衆が団体標章の特徴又は意味に関して誤解する虞がある場合、特に団体標章以外のものと誤解される虞がある場合は、登録されない。

(2) (1)の適用上、登録官は、登録出願が行われる団体標章が、団体標章であることの何らかの表示を含むよう要求することができる。

(3) 第33条(3)に拘らず、出願は、その他の要求に従うように補正することができる。

### 5. 団体標章の使用を規制する規約

(1) 第17条に基づく要件に加えて、団体標章の出願人は、団体標章の使用を規制する規約を

登録官に提出する。

(2) (1)に基づく規約には、次の事項を明記する。

(a) 団体標章を使用することを許諾された者

(b) 団体の加盟条件

(c) 団体標章の使用の条件(あれば)、及び

(d) 団体標章の不正使用に対する制裁(あれば)

(3) (2)に加えて、団体標章の出願が 3. (1)に基づく地理的表示から成る場合は、出願人は、次の事項を明記した規約を提出する。

(a) 当該商品又はサービスが原産地とする国、地域又は地方

(b) 本質的にその原産地に帰属する当該商品又はサービスの品質、名声又はその他の特徴

(c) 原産地である国、地域又は地方における地理的表示の既存の保護又は登録、及び

(d) 原産地である国、地域又は地方における当該地理的表示の使用

(4) (2)及び(3)の適用上、登録官は、適当と考える更なる要件を規約に明記するよう要求することができる。

## 6. 規約の承認及び団体標章の登録出願

(1) 団体標章は、団体標章の使用を規制する規約が次に該当しない限り、登録されない。

(a) 5. (2)、(3)及び(4)のすべての要件を明記すること

(b) 公共の利益又は道徳に反さないこと

(c) 中傷的若しくは侮辱的な事項を含むか若しくはそれから成り又はその他裁判所による保護を受けるのに適格でないものでないこと、及び

(d) 登録官の意見において、国の利益又は安全を害し又は害する虞がある事項を含まないこと

(2) 出願人は、5. に基づく規約を所定の期間内に登録官に提出する。出願人がそうしない場合は、団体標章の登録出願は、取り下げられたものとみなされる。

(3) 登録官は、(1)に基づく要件が満たされているか否かを検討する。

(4) (1)に基づく要件が満たされていないと登録官が認める場合は、登録官は、出願人に通知し、登録官が決定する期間内に意見陳述を行い又は補正された規約を提出する機会を与える。

(5) 登録官が決定する期間内に出願人が応答したが、(1)に基づく要件が満たされたことについて登録官を納得させず又は当該要件を満たすように補正された規約を提出しない場合は、登録官は、団体標章の登録出願を拒絶することができる。

(6) 指定期間内に申請人が応答しない場合は、団体標章の登録出願は、取り下げられたものとみなされる。

(7) (1)に基づく要件及び第 IV 部に基づく登録の要件が満たされたと登録官が認める場合は、登録官は、当該出願を受理するものとし、第 31 条及び第 35 条に従って手続を進める。

(8) 規約は、第 31 条に従って公告されるものとし、出願に異議を申し立てることができるその他の理由に加えて、(1)に基づく事項に関して異議を申し立てることができる。

## 7. 規約の閲覧

登録団体標章の使用を規制する規約は、第 15 条に基づく登録簿と同様に、公衆の閲覧に供される。

## 8. 登録団体標章の規約の改正

(1) 登録団体標章の使用を規制する規約の改正は、所定の手数料の納付とともに、登録官が決定する様式により、改正された規約が登録官に提出されない限り、効力を有さない。

(2) 登録官は、(1)に基づく要件を検討した後に、改正された規約を受理させ、知的所有権公報に公告させる。

(3) 何人も、改正された規約が(2)に基づいて知的所有権公報に公告された後所定の期間内に、登録官が決定する様式により、6. (1)に基づく事項に関して異議を申し立てることができる。

## 9. 侵害訴訟手続に関する許諾使用者の権利

(1) 次の規定は、商標のライセンシーに関してと同様に、登録団体標章の許諾使用者に関して適用される。

(a) 第54条(4)

(b) 第60条(2)

(c) 第70条、及び

(d) 第87条

(2) 団体標章の登録所有者が提起した侵害訴訟手続においては、許諾使用者が被った又は被る虞がある損失が考慮され、裁判所は、原告が当該使用者の代理として金銭的救済の収益を確保すべき範囲に関して、適当と考える指示を与えることができる。

## 10. 登録団体標章により与えられる権利の制限

団体標章がその名義で登録されている団体の構成員は、当該団体の他の構成員が当該団体標章を団体の規約に従って使用することを妨げる権利を有さない。

## 11. 登録取消の理由

第45条及び第46条に規定する取消の理由に加えて、裁判所は、次の理由により、団体標章の登録を取り消すことができる。

(a) 所有者が団体標章を使用している方法が、4. (1)にいう方法により公衆に誤解を生じさせる虞を生じさせていること

(b) 所有者が団体標章の使用を規制する規約を遵守せず又はその遵守を確保しないこと、又は

(c) 登録所有者が提出した規約の改正が、

(i) もはや5. (2)、(3)及び(4)に従っていないこと

(ii) 公共の利益又は道徳に反すること

(iii) 中傷的若しくは侮辱的な事項を含むか若しくはそれから成り又はその他裁判所による保護を受けるのに適格でないこと、又は

(iv) 登録官の意見において、公共の利益又は国の安全を害し又は害する虞がある事項を含むこと

## 12. 登録無効の理由

第47条に規定する無効の理由に加えて、裁判所は、団体標章が4. (1)又は6. (1)の規定に違

反して登録されたことを理由として、団体標章の登録を無効と宣言することができる。

## 附則 2 [第 73 条] 証明標章

### 1. 証明標章を構成することができる標識

証明標章に関して、ある事業の商品又はサービスを他の事業の商品又はサービスから識別することに関する第 3 条に基づく商標の定義は、証明されている商品又はサービスを証明されていない商品又はサービスから識別することへの言及と解釈される。

### 2. 地理的表示から成る証明標章

(1) 第 23 条(1)(c)、(4)(a)及び(b)に拘らず、地理的表示から成る証明標章は、次の拒絶理由に従うことを条件として、商品又はサービスの原産地を指定するために、証明標章として登録することができる。

(a) 複合語の個々の用語であって、マレーシアにおける商品又はサービスの普通名称と同一のものを含み、それらの商品又はサービスに関して証明標章の登録が求められている場合

(b) 植物品種又は動物種の名称を含むこと

(c) 当該商品又はサービスが 5. (3)(a)に示す国、地域又は地方を原産地としないこと

(d) 当該商品又はサービスに関する証明標章の使用が、真の原産地に関して公衆に誤解を生じさせる性質を有すること、又は

(e) 当該地理的表示が、2000 年地理的表示法に基づいて登録された先の地理的表示と同一又は類似であり、かつ、同一の原産地を有することを理由として、公衆において混同の虞が存在する場合

(2) (1)に基づく証明標章の登録所有者は、工業上又は商業上の事項における誠実な慣行に従う原産地の標識又は表示の使用を禁止する権利を有さない。ただし、当該使用が、登録簿に明記された地理的領域において活動を実施する者によるものであり、登録簿に明記された品質、名声又は特徴に従う登録簿に明記された商品又はサービスに関するものであることを条件とする。

### 3. 所有者の事業の性質

証明標章は、登録所有者が証明する商品又はサービスの提供に関係する事業を所有者が営んでいる場合は、登録されない。

### 4. 証明標章は特徴又は意味に関して誤解を生じさせないこと

(1) 証明標章は、証明標章以外のものと誤解される虞がある場合を含め、公衆が証明標章の特徴又は意味に関して誤解する虞がある場合は、登録されない。

(2) (1)の適用上、登録官は、登録出願が行われる証明標章が、証明標章であることの何らかの表示を含むよう要求することができる。

(3) 第 33 条(3)に拘らず、出願は、かかる要求に従うように補正することができる。

### 5. 証明標章の使用を規制する規約

(1) 第 17 条に基づく要件に加えて、証明標章の出願人は、証明標章の使用を規制する規約を登録官に提出する。

(2) (1)に基づく規約には、次の事項を明記する。

- (a) 証明標章を使用することを許諾された者
  - (b) 証明標章により証明される特徴
  - (c) 所有者がそれらの特徴を検査する方法
  - (d) 所有者が証明標章の使用を監督する方法、及び
  - (e) 所有者と許諾使用者との間の紛争を解決するための手続
- (3) (2)に加えて、証明標章の出願が 2. (1)にいう地理的表示から成る場合は、出願人は、次の事項を明記した規約を提出する。
- (a) 当該商品又はサービスが原産地とする国、地域又は地方
  - (b) 本質的にその原産地に帰属する当該商品又はサービスの品質、名声又はその他の特徴
  - (c) 原産地である国、地域又は地方における地理的表示の既存の保護又は登録、及び
  - (d) 原産地である国、地域又は地方における当該地理的表示の使用
- (4) (2)及び(3)の適用上、登録官は、適当と考える更なる要件を規約に明記するよう要求することができる。

## 6. 規約の承認及び証明標章の登録出願

- (1) 証明標章は、次に該当しない限り、登録されない。
- (a) 証明標章の使用を規制する規約が、
    - (i) 5. (2), (3)及び(4)のすべての要件を明記すること
    - (ii) 公共の利益又は道徳に反さないこと
    - (iii) 中傷的若しくは侮辱的な事項を含むか若しくはそれから成り又はその他裁判所による保護を受けるのに適格でないものでないこと、及び
    - (iv) 登録官の意見において、公共の利益又は国の安全を害し又は害する虞がある事項を含まないこと、及び
  - (b) 出願人が証明標章の登録に係る商品又はサービスを証明する権限を有すること
- (2) 出願人は、5.に基づく規約を所定の期間内に登録官に提出する。出願人がそうしない場合は、証明標章の登録出願は、取り下げられたものとみなされる。
- (3) 登録官は、(1)に基づく要件が満たされているか否かを検討する。
- (4) (1)に基づく要件が満たされていないと登録官が認める場合は、登録官は、出願人に通知し、登録官が決定する期間内に意見陳述を行い又は補正された規約を提出する機会を与える。
- (5) 登録官が決定する期間内に出願人が応答したが、(1)に基づく要件が満たされたことについて登録官を納得させず又は当該要件を満たすように補正された規約を提出しない場合は、登録官は、証明標章の登録出願を拒絶することができる。
- (6) 指定期間内に申請人が応答しない場合は、証明標章の登録出願は、取り下げられたものとみなされる。
- (7) (1)に基づく要件及び第 IV 部に基づく登録の要件が満たされたと登録官が認める場合は、登録官は、当該出願を受理するものとし、第 31 条及び第 35 条に従って手続を進める。
- (8) 規約は、第 31 条に従って公告されるものとし、出願に異議を申し立てることができるその他の理由に加えて、(1)に基づく事項に関して異議を申し立てることができる。

## 7. 規約の閲覧

登録証明標章の使用を規制する規約は、第 15 条に基づく登録簿と同様に、公衆の閲覧に供さ

れる。

#### 8. 登録証明標章の規約の改正

- (1) 登録証明標章の使用を規制する規約の改正は、所定の手数料の納付とともに、登録官が決定する様式により、改正された規約が登録官に提出されない限り、効力を有さない。
- (2) 登録官は、(1)に基づく要件を検討した後に、改正された規約を受理させ、知的所有権公報に公告させる。
- (3) 何人も、改正された規約が(2)に基づいて知的所有権公報に公告された後所定の期間内に、登録官が決定する様式により、6. (1)に基づく事項に関して異議を申し立てることができる。

#### 9. 登録証明標章の譲渡に対する同意

登録証明標章の譲渡又はその他の移転は、登録官の同意なしには、効力を有さない。

#### 10. 侵害訴訟手続に関する許諾使用者の権利

- (1) 次の規定は、商標のライセンシーに関してと同様に、登録証明標章の許諾使用者に関して適用される。
  - (a) 第54条(4)
  - (b) 第60条(2)、及び
  - (c) 第87条
- (2) 証明標章の登録所有者が提起した侵害訴訟手続においては、許諾使用者が被った又は被る虞がある損失が考慮され、裁判所は、原告が当該使用者の代理として金銭的救済の収益を確保すべき範囲に関して、適当と考える指示を与えることができる。

#### 11. 登録取消の理由

第45条及び第46条に規定する取消の理由に加えて、裁判所は、次の理由により、証明標章の登録を取り消すことができる。

- (a) 登録所有者が3.に基づく事業を営むようになったこと
- (b) 登録所有者が証明標章を使用している方法が、4. (1)にいう方法により公衆に誤解を生じさせていること
- (c) 登録所有者が証明標章の使用を規制する規約を遵守せず又はその遵守を確保しなかったこと
- (d) 登録所有者が提出した規約の改正が、
  - (i) もはや5. (2)、(3)及び(4)に従っていないこと
  - (ii) 公共の利益又は道徳に反すること
  - (iii) 中傷的若しくは侮辱的な事項を含むか若しくはそれから成り又はその他裁判所による保護を受けるのに適格でないこと、又は
  - (iv) 登録官の意見において、公共の利益又は国の安全を害し又は害する虞がある事項を含むこと、又は
- (e) 登録所有者がもはや証明標章の登録に係る商品又はサービスを証明する権限を有さないこと

## 12. 登録無効の理由

第 47 条に規定する無効の理由に加えて，裁判所は，証明標章が 3, 4. (1) 又は 6. (1) に違反して登録されたことを理由として，証明標章の登録を無効と宣言することができる。